

# **泉大津市国土強靭化地域計画**

令和4年3月

泉大津市



# 目 次

---

<b>第1章 計画の概要</b>	1
1. 計画の策定趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 「国土強靭化地域計画」と「地域防災計画」の関係	2
4. 計画期間	2
<b>第2章 泉大津市の概況</b>	3
1. 地域特性	3
2. 本計画において想定する自然災害（リスク）	11
<b>第3章 国土強靭化の基本的な考え方</b>	12
1. 基本目標	12
2. 事前に備えるべき目標	12
<b>第4章 強靭化に向けた現状と課題（脆弱性評価）</b>	13
1. リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	13
2. 強靭化に向けた現状と課題（脆弱性評価）	15
<b>第5章 国土強靭化に向けた施策の推進方針</b>	31
<b>第6章 計画の推進</b>	50
1. 計画の推進	50
2. 推進体制	50
3. 計画の進行管理	50



# 第1章 計画の概要

## 1. 計画の策定趣旨

近年、我が国では東日本大震災等の大規模地震をはじめ、台風の大型化や集中豪雨による大規模な水害や土砂災害が発生し、大規模自然災害に対する事前の備えを行うことの重要性が広く認識されつつあります。

このような状況の中、国では、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靭化」(ナショナル・レジリエンス)を推進するため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」(以下、「国土強靭化基本法」とする。)を公布・施行し、翌年6月には「国土強靭化基本計画」が策定されました。更に平成30(2018)年12月には、その後頻発した災害を踏まえて計画の見直しが行われています。

大阪府でも国の計画を受けて、平成28(2016)年3月に「大阪府国土強靭化地域計画」を策定し、その後令和2(2020)年3月に改定されています。

これらの国・府の動向と、本市が直面する大規模自然災害のリスク等を踏まえて、強くしなやかなまちづくりに総合的かつ計画的に取り組むため、「泉大津市国土強靭化地域計画」(以下、「本計画」とする。)を策定します。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、国土強靭化基本法第13条に基づく計画です。

国が策定する「国土強靭化基本計画」や、府が策定する「大阪府強靭化地域計画」と調和を保つつゝ、本市の最上位計画となる「第4次泉大津市総合計画」との整合を図りながら、災害対策基本法に基づき策定した「泉大津市地域防災計画」をはじめとする各分野別計画の指針とするものです。

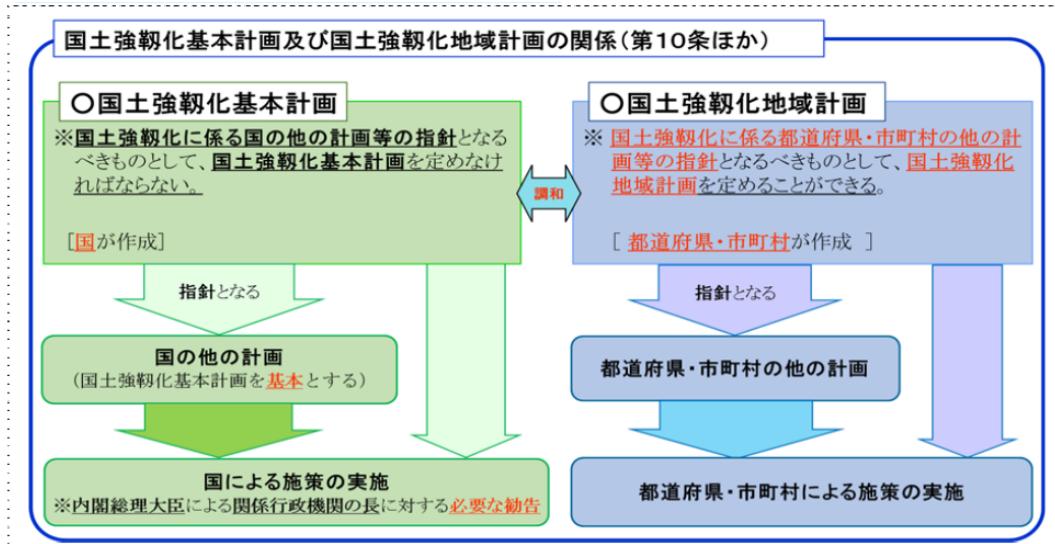


図 國土強靭化に関する計画の体系

資料：国土強靭化地域計画策定ガイドライン（第8版）基本編

### 3. 「国土強靭化地域計画」と「地域防災計画」の関係

本市の災害に関連する計画としては、「泉大津市地域防災計画」を策定しています。この「地域防災計画」は、災害の種類ごとに、災害の予防対策を含みつつも、「災害発生時・発生後」の対応活動方策を主に扱います。

一方、「国土強靭化地域計画」は、地域で想定される自然災害全般に対して最悪の事態を回避するため、主に「災害発生前」の予防・事前準備施策を中心に扱います。

表 國土強靭化地域計画と地域防災計画の特徴

	國土強靭化計画	地域防災計画
検討のアプローチ	地域で想定される自然災害全般に対して、リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)を明らかにし、ハード・ソフト分野を含めて対応方針を策定	災害の種類ごとに災害予防策・発災時の応急・復旧対策復興の対策を策定
対象となる段階	災害発生後の最悪の事態を回避するため、発災前を対象に、予防策や復旧・復興の事前準備が中心	発災前の災害予防策も含みつつ、主に発災時、発災後の対応が中心
施策の設定方法	脆弱性（弱点）評価、リスクシナリオにあわせて施策を設定	—

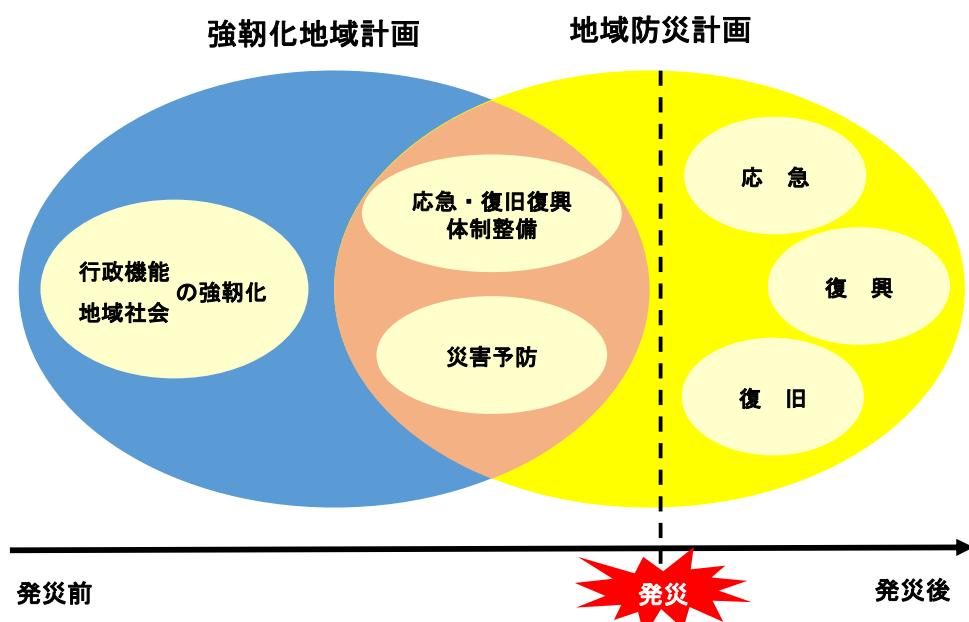


図 國土強靭化地域計画と地域防災計画の役割（イメージ）

### 4. 計画期間

令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間を基本とします。

## 第2章 泉大津市の概況

### 1. 地域特性

#### (1) 自然的状況

##### ①地勢・地質

本市は大阪府の中央西南部に位置し、北及び東南は高石市と和泉市、西南は大津川を境として泉北郡忠岡町に接し、西北は大阪湾に面し、はるかに六甲山、淡路島を望むことができます。

地形は市内全域がほぼ平坦で、南部の国道26号付近は標高が15m前後であり、全体として緩やかに北西に向かって傾斜し、海岸部で標高0mとなっています。また、市内を流れる河川は大津川が主たるもので、他に中小の河川や多数の水路が走っています。

地質は、忠岡町との境界を流れる大津川等によって形成された沖積平野であり、市の南東部には、後期洪積層に属する低位段丘礫層がみられます。

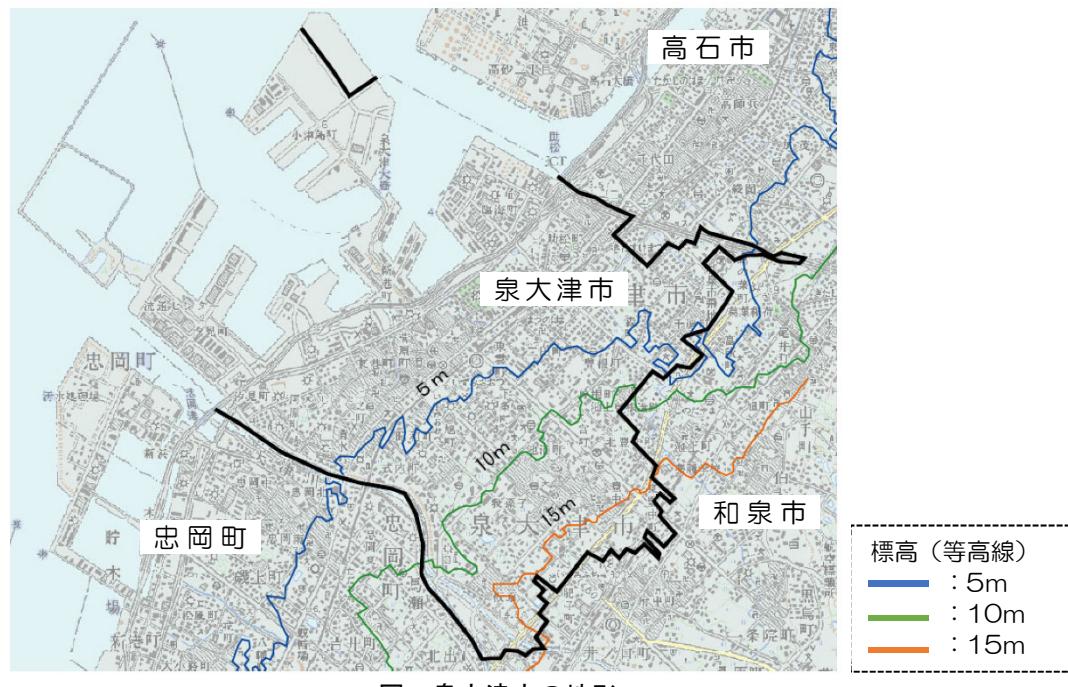


図 泉大津市の地形

資料：泉大津市地域防災計画

## ②気象

本市は瀬戸内海式気候に属し、年平均の気温は17°C前後（大阪管区気象台堺観測所）と温暖で、冬季に氷点下になることは比較的少なくなっています。

また、降雨量は年間900～1,600mm程度となっており、平成18（2006）年から令和2（2020）年までの15年間の平均は1,148.7mmとなっています。

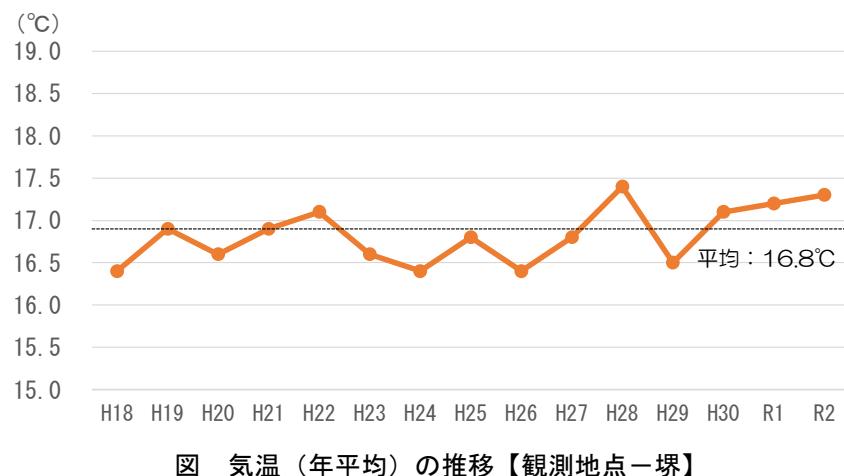


図 気温（年平均）の推移【観測地点一堺】

資料：気象庁

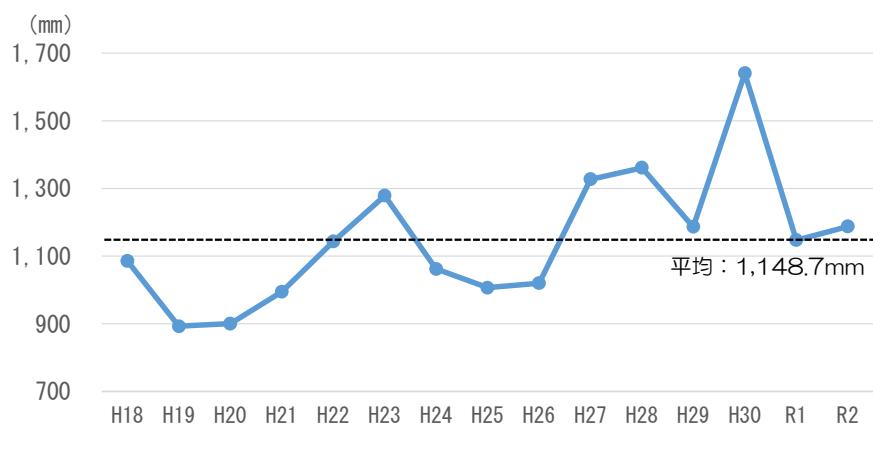


図 年間降雨量（合計）の推移

資料：泉大津市統計書

## (2) 社会的状況

### ①人口・世帯数

国勢調査によると、本市の総人口は平成 17（2005）年の 77,673 人をピークに減少傾向にあり、令和 2（2020）年時点で 74,412 人となっています。

世帯数は増加傾向が続いている、令和 2（2020）年時点で 32,516 世帯となっています。

一世帯当たりの人員は減少傾向が続いている、令和 2（2020）年時点で 2.29 人/世帯となっています。

年齢 3 区分の人口比率をみると、令和 2（2020）年時点で年少人口（0～14 歳）が 12.2%、生産年齢人口（15～64 歳）が 61.9%、老人人口（65 歳以上）が 25.9% で、年少人口、生産年齢人口が減少し、老人人口が増加する傾向が長らく続いている、少子高齢化が進行していると言えます。

また、社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」とする。）による、平成 27（2015）年をベースとした 2045 年の推計人口は 57,080 人となっており、令和 2（2020）年より約 23% 減少すると推計されています。

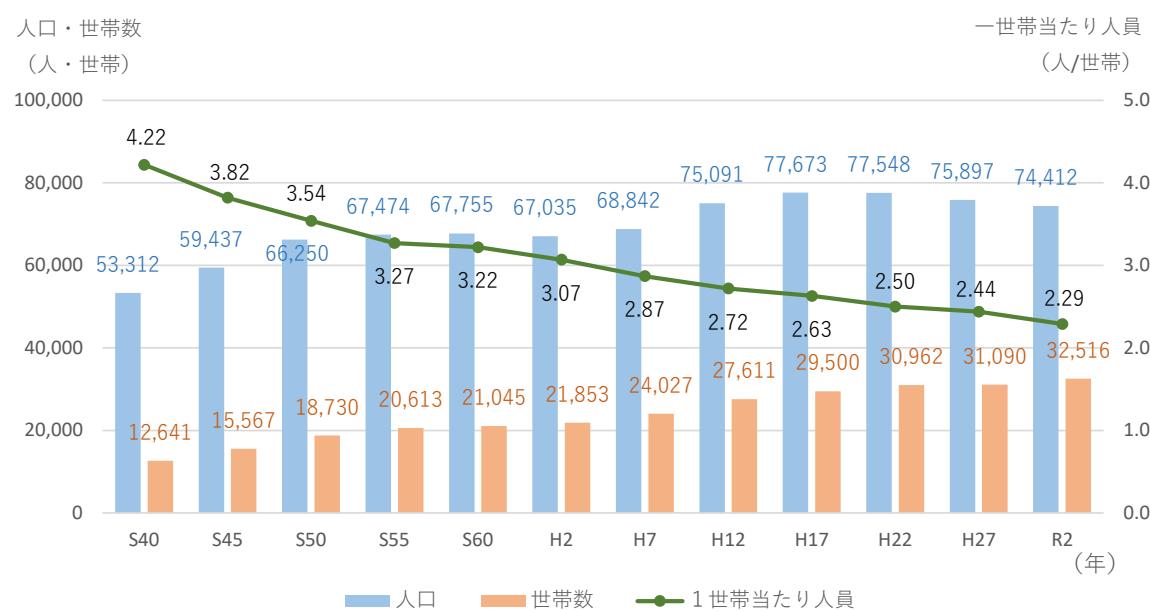


図 人口・世帯数・一世帯当たりの人員の推移

資料：各年国勢調査

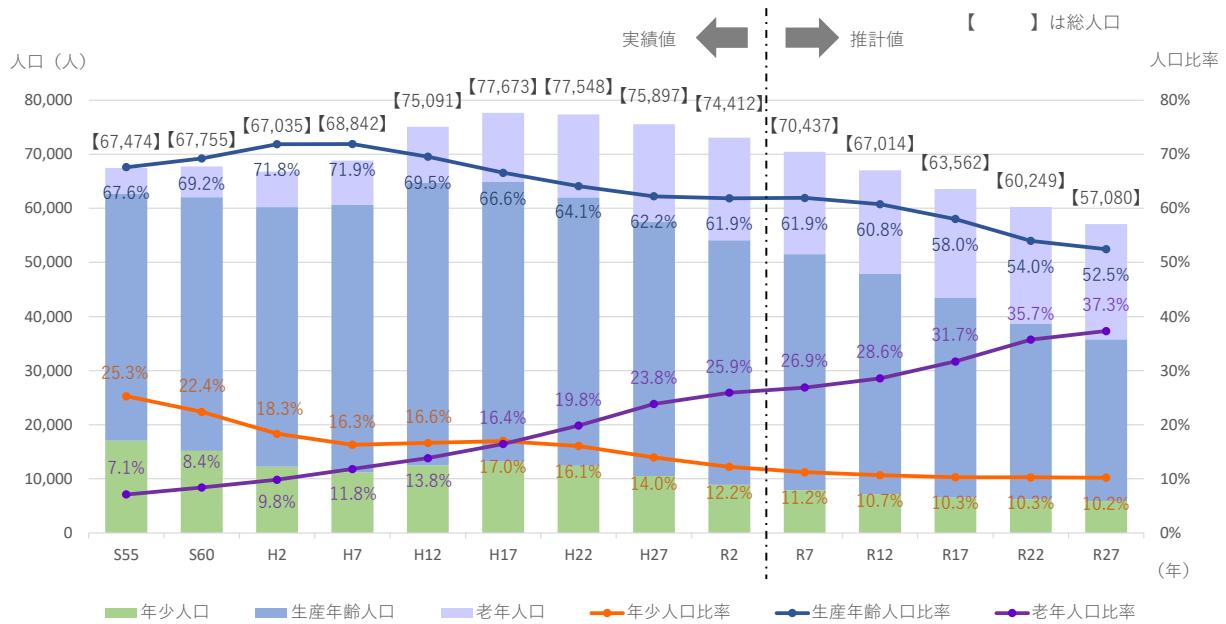


図 人口の推移と将来人口（全人口・年齢3区分人口）

資料：各年国勢調査（～令和2年度）  
社会保障・人口問題研究所 推計※（令和7年度～）  
※平成27年の国勢調査を基に推計

## ②土地利用・交通網

本市の土地利用は、多様な形態で市街化が進んでいる内陸部と、公有水面埋立により計画的に開発が進められている臨海部のおおむね二つに区分できます。また、内陸部の市街地や臨海部の工場地はそれぞれ、隣接市町と連携しています。

全域が市街化区域であり、人口集中地区となっています。用途地域としては、住居系の用途地域（第一種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域、準住居地域）が35.1%を占め、近隣商業地域・商業地域が1.9%、工業地域・工業専用地域が5.9%、残り57.1%が準工業地域であり、住工混在の毛布・繊維工業を中心とする地場産業都市としての特性が表れています。なお、臨海部の工場地の一部では、石油コンビナート等災害防止法に定める特別防災区域が指定されています。

交通網としては、主要幹線道路として、大阪都心部と和歌山を直結する南北方向に西端から阪神高速道路4号湾岸線、大阪臨海線、堺阪南線、国道26号が縦貫し、また、東西方向については北より泉大津美原線、富田林泉大津線が走っています。鉄道は沿岸に南海本線、内陸にJR阪和線が南北に縦走し、いずれも大阪・和歌山間を結び、市民の主要な交通手段となっています。また、堺泉北港より泉大津～九州新門司間を結ぶカーフェリーが就航しています。

商業業務地は、南海本線の泉大津駅、松ノ浜駅、北助松駅、JR阪和線の和泉府中駅（和泉市内）周辺と国道26号や府道堺阪南線の沿道に分散しています。

また、市の西部や南部には古い木造住宅等が密集している地区があり、幅員が狭い道路が多く、火災による延焼等の災害リスクが高くなっています。

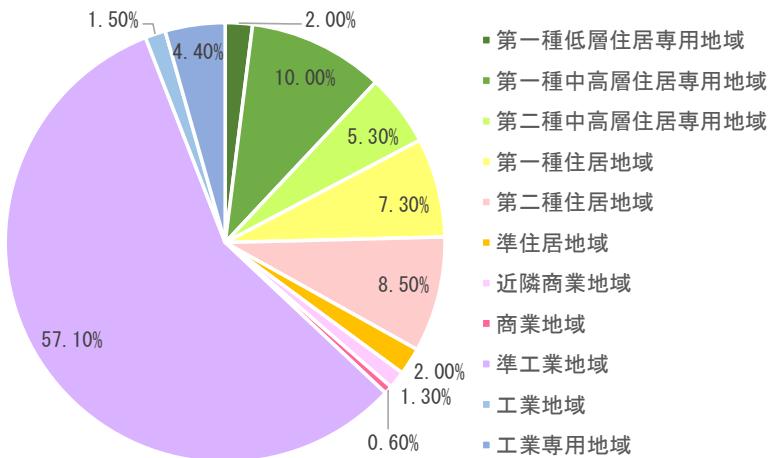


図 用途地域別面積割合

資料：泉大津市ホームページ

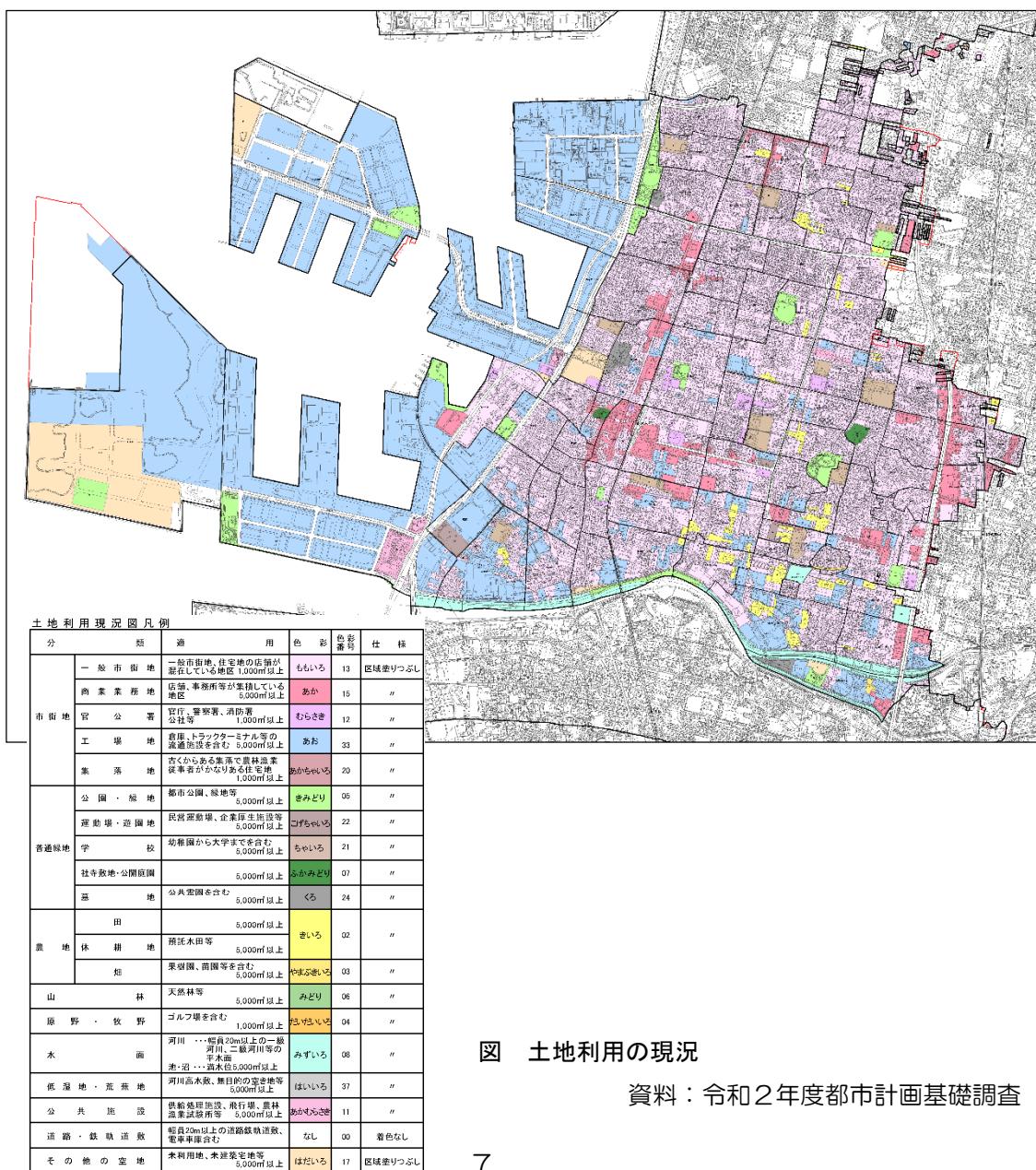


図 土地利用の現況

資料：令和2年度都市計画基礎調査

### (3) 主な自然災害の想定

#### ①地震

本市における地震被害の想定としては、「泉大津市地域防災計画」において以下のとおりとりまとめています。

表 泉大津市における地震被害の想定

被害内容	想定地震	単位	内陸型					海溝型		
			上町断層 帶地震A	上町断層 帶地震B	生駒断層 帶地震	有馬高槻 断層帶地 震	中央構造 線断層帶 地震			
気象庁マグニチュード			7.5~7.8	7.5~7.8	7.3~7.7	7.3~7.7	7.7~8.1	9.0~9.1		
建物 被害	揺れ	全壊	棟	1,746	5,554	4	0	202	42	
		半壊	棟	2,573	4,504	11	0	456	1,006	
	液状化	全壊	棟	—	—	—	—	—	623	
		半壊	棟	—	—	—	—	—	1,667	
	津波	全壊	棟	—	—	—	—	—	359	
		半壊	棟	—	—	—	—	—	4,581	
	出火	焼失	棟	1,365	1,376	0	0	0	0	
人的 被害	建物 倒壊	死者	人	11	125	0	0	0	2	
		負傷者	人	997	891	3	0	154	145	
	火災	死者	人	29	27	0	0	0	0	
		負傷者	人	157	146	0	0	0	0	
	津波	死者	人	—	—	—	—	—	2,205	
		負傷者	人	—	—	—	—	—	1,276	
出火件数		全出火	件	4	10	2	1	2	2	
		炎上出火	件	1(1)	3(7)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	
り災者数		人	17,747	38,708	53	1	2,470	—		
避難所生活者数		人	5,147	11,226	16	1	717	19,226		
ライ フラン イン	停電	軒	21,887	6,311	0	0	337	49.0%		
	ガス供給停止	戸	24,000	24,000	0	0	0	3,025		
	水道断水人口	人	36,000	68,000	20,000	0	15,000	100.0%		
	固定電話被害	回線	1,762	13,217	98	0	979	94.1%		

※内陸型地震については、大阪府「大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）」（平成19年3月）、海溝型地震は、大阪府防災会議南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会「大阪府域の被害想定について（ライフライン等施設被害・経済被害等）」（平成25年10月、平成26年1月）及び「大阪府域の被害想定について（ライフライン等施設被害・経済被害等）市町村別最大」（平成26年3月）

※内陸型地震の揺れによる建物被害（全壊・半壊）は、地震動及び液状化予測を含む

※死者、負傷者数は建物被害（夕刻）・火災（夕刻、超過確率1%風速）によるものの合計

※出火件数は地震後1時間の件数（）は1日の件数

※津波による死者数は、早期避難率が低い場合

資料：泉大津市地域防災計画

## ②津波

大阪府が平成25(2013)年8月に公表した「津波浸水想定について(解説)」において示した、南海トラフ巨大地震により発生する津波の浸水面積、最大津波水位及び最短津波到達時間は、以下のとおりです。なお、津波は自然現象で不確実性を伴うものであり、この想定を上回る津波が発生する可能性があることも指摘されています。

表 泉大津市における浸水想定結果

浸水面積（浸水深0.1m以上）	521ha
最大津波水位（海岸線から沖合約30m地点）	4.4m
地震発生後最短津波到達時間(+1m)	95分

資料：大阪府 津波浸水想定について(解説)

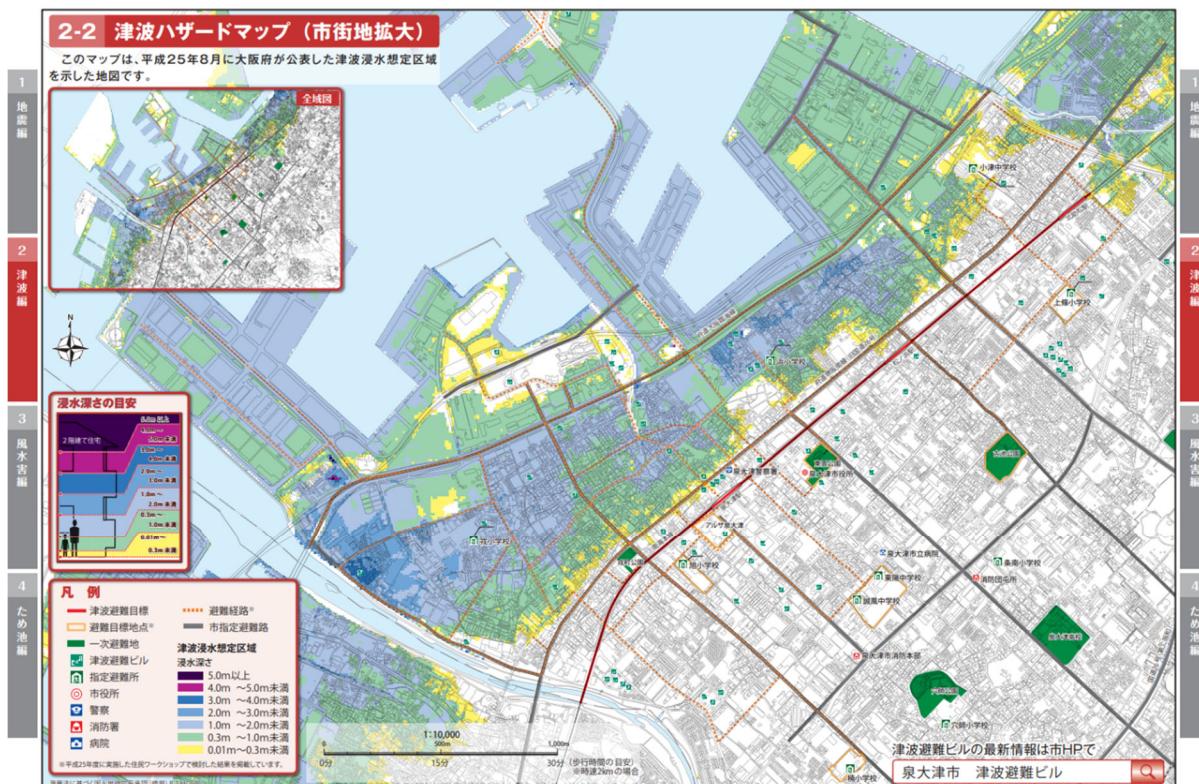


図 泉大津市における津波浸水想定

資料：泉大津市総合防災マップ

### ③洪水浸水

泉大津市における洪水浸水想定区域は以下のとおりです。

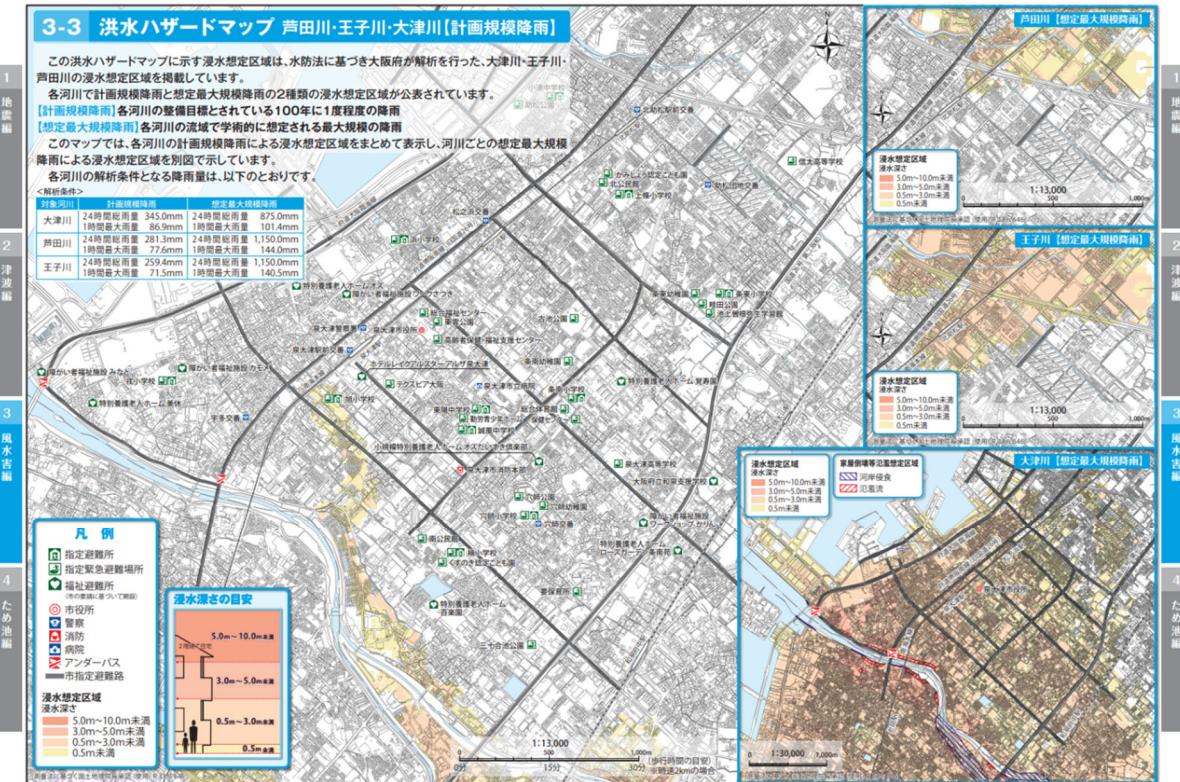


図 泉大津市における洪水浸水想定

資料：泉大津市総合防災マップ

### ④高潮浸水

泉大津市における高潮浸水想定区域は以下のとおりです。

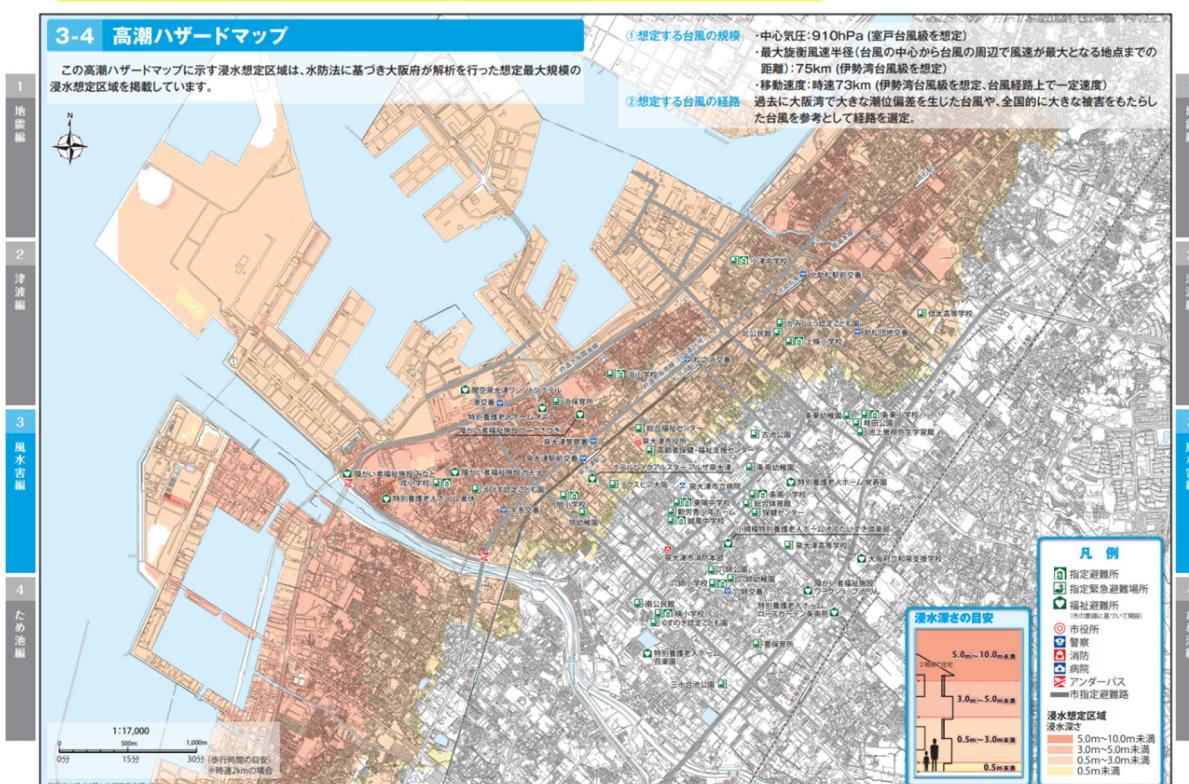


図 泉大津市における高潮浸水想定

資料：泉大津市総合防災マップ

## 2. 本計画において想定する自然災害（リスク）

泉大津市に影響を及ぼす災害（リスク）としては、幅広い事象が想定されます。

このうち、南海トラフ地震が遠くない将来に発生する可能性があるとの予測や、短時間強雨の観測頻度の増加等、近年の状況の中、大規模な自然災害が発生すれば、市域の広域な範囲に甚大な被害をもたらすと考えられます。また、国の基本計画、府の計画が大規模自然災害を対象としていることも踏まえ、本計画においては、本市での発生が想定される大規模自然災害全般〔地震・津波、風水害（台風、豪雨、高潮等）〕を対象とします。

## 第3章 国土強靭化の基本的な考え方

### 1. 基本目標

本計画の基本目標として、国、大阪府の基本目標にならい、以下の4つを掲げます。

#### 【基本目標】

1. 人命の保護を最大限図る
2. 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
3. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図る
4. 迅速な復旧復興を図る

### 2. 事前に備えるべき目標

基本目標の達成に向けて、事前に備えるべき目標は以下のとおりです。

表 事前に備えるべき目標

事前に備えるべき目標
① 直接死を最大限防ぐ
② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
③ 必要不可欠な行政機能は確保する
④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

## 第4章 強靭化に向けた現状と課題(脆弱性評価)

### 1. リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

本市の地域特性等を踏まえ、「本計画で想定する自然災害（リスク）」により引き起こされることが想定され、「事前に備えるべき目標」を妨げる事態として、市として致命的な影響が生じると考えられる 36 の「起きてはならない最悪の事態」を、以下のとおり設定します。

表 起きてはならない最悪の事態

※下線部はキーワード

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）
1. 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等や不特定多数が集まる <u>施設の倒壊</u> による多数の死傷者の発生
	1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模 <u>火災</u> による多数の死傷者の発生
	1-3 <u>津波</u> 等による多数の死傷者の発生
	1-4 異常気象等による突発的又は広域かつ長期的な市街地等の <u>浸水</u> による多数の死傷者の発生
2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 物資の供給・支援者の <u>移動ルート途絶</u>
	2-2 被災地での電力・燃料等、被災直後の生命に関わる <u>エネルギー供給の停止</u>
	2-3 数多かつ長期にわたる <u>孤立</u> 箇所の同時発生
	2-4 消防・救急等の被災等による <u>救助・救急活動等の絶対的不足</u>
	2-5 想定を超える大量の <u>帰宅困難者</u> 等の発生、混乱
	2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、院内感染の発生、エネルギー供給の途絶等による <u>医療機能の麻痺</u>
	2-7 被災地及び医療施設、要配慮者利用施設等における <u>疫病・感染症等の大規模発生</u>
	2-8 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の <u>被災者の健康状態の悪化・死者の発生</u>
3. 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 <u>行政機関の職員・施設等の被災</u> による機能の大幅な低下
4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災・災害対応に必要な <u>通信インフラの麻痺・機能停止</u>
	4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、 <u>情報の収集・伝達ができず</u> 、避難行動や救助・支援が遅れる事態

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）
5. 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断、エネルギー供給の停止等による <u>企業活動の低下</u>
	5-2 <u>コンビナート・重要な産業施設の損壊</u> 、火災、爆発等
	5-3 <u>海上輸送の機能の停止</u> による海外貿易への甚大な影響
	5-4 <u>基幹的陸上・海上交通ネットワークの機能停止</u> による物流・人流への甚大な影響
	5-5 <u>食料等の安定供給の停滞</u>
6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスのサプライチェーン等の <u>燃料供給関連施設の長期間にわたる機能の停止</u>
	6-2 <u>上水道施設</u> の長期間にわたる供給停止
	6-3 <u>下水道施設</u> の長期間にわたる機能停止
	6-4 基幹的交通から地域交通網に関する <u>交通インフラ</u> の長期間にわたる機能停止
7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う <u>市街地の大規模火災</u> の発生による多数の死傷者の発生
	7-2 <u>海上・臨海部の広域複合災害</u> の発生
	7-3 沿線・沿道の <u>建物倒壊に伴う閉塞</u> 、 <u>地下構造物の倒壊</u> 等に伴う陥没による交通麻痺
	7-4 <u>ため池</u> 等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
	7-5 <u>有害物質</u> の大規模拡散・流出による国土・海洋の荒廃
8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する <u>災害廃棄物の処理</u> の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	8-2 復興を支える <u>人材</u> 等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等） <u>の不足</u> 、より良い <u>復興に向けたビジョンの欠如</u> 等により復興できなくなる事態
	8-3 <u>広域地盤沈下</u> 等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
	8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による <u>有形・無形の文化の衰退・損失</u>
	8-5 <u>事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備</u> が進まず復興が大幅に遅れる事態
	8-6 <u>風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産</u> 等による市域経済等への甚大な影響
	8-7 <u>地域コミュニティの崩壊</u> による、治安の悪化や復旧・復興が大幅に遅れる事態

## 2. 強靭化に向けた現状と課題（脆弱性評価）

本市のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）ごとに現状を把握し、課題を明らかにします。

### ◇事前に備えるべき目標 1. 直接死を最大限防ぐ

<b>1－1. 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生</b>
(1) 市有建築物の耐震化・改修等 <ul style="list-style-type: none"><li>災害時に重要な機能を果たす市役所、消防署、小中学校等の防災関連施設の耐震化率は98.2%（平成28（2016）年時点）で、未耐震の建築物への取り組みを進めています。</li><li>その他の市有建築物についても、各所管課等で耐震診断や耐震改修を進めています。</li><li>市有建築物の中には、老朽化が進行しているものもあるため、今後は、市民ニーズや将来人口規模との適合性、財政状況等を踏まえ、施設の大規模改修等を図る必要があります。</li></ul>
(2) 緊急輸送道路沿道の建築物及び不特定多数が集まる大規模建築物の耐震化 <ul style="list-style-type: none"><li>多数の者が利用する建築物の耐震化率は、平成27（2015）年時点で91.6%となっています。</li><li>災害発生時の安全確保や、円滑な消防・救助・救急活動の実現の観点等から、耐震化の重要性についての啓発や、各種認定制度、交付金制度及び補助金制度の活用促進等を更に進めていくことが必要です。</li></ul>
(3) 住宅の耐震化 <ul style="list-style-type: none"><li>住宅の耐震化率は、平成27（2015）年時点で81.1%となっています。</li><li>耐震診断・設計・改修に係る各種補助制度の活用等による住宅の耐震化は着実に進んでおり、今後も耐震化の重要性の啓発や、各種補助制度の活用促進等を更に進めていくことが必要です。</li></ul>
(4) 空家等対策の推進 <ul style="list-style-type: none"><li>平成29（2017）年度に空家実態調査を実施、令和3（2021）年度に「泉大津市空家等対策計画」を策定し、空家等の適正管理や利活用の促進、管理不全の空家等の解消を進めています。</li><li>公益社団法人泉大津市シルバー人材センターと「空き家等の適正な管理の推進に関する協定」を締結し、空家等が管理不全となることを未然に防止するとともに、管理不全となった空家等の状態改善に取り組んでいます。</li></ul>
(5) 建物等の液状化対策の推進 <ul style="list-style-type: none"><li>大規模地震により、臨海部で激しい液状化が発生する可能性があることから、液状化対策についての情報等を市民等に広く周知していく必要があります。</li></ul>
(6) 橋梁等の交通施設の長寿命化対策 <ul style="list-style-type: none"><li>令和元（2019）年度時点で55橋の橋梁を管理しており、20年後には78%を占める43橋が建設から50年を超えることから、様々な損傷に対し適時に適切な修繕を行う必要があります。</li></ul>

#### (7) 都市公園における公園施設の長寿命化対策

- 令和2（2020）年度末時点では、都市公園約60箇所を管理しており、整備後30年以上を経過している公園が既に半数以上あることから、公園施設の老朽化が進んでいます。また今後の年数の経過とともに公園施設の老朽化がより一層進んでいくことから、地域防災拠点（公的空地）等の安全確保のため公園施設の更新工事を行う必要があります。

#### (8) 地域の災害対応力の強化

- 市民、自治会、自主防災組織、防災関係機関、行政機関、民間企業等、地域が一体となって毎年、防災訓練を実施しています。なお、自主防災組織は令和2（2020）年3月時点で56の組織が結成されています。
- 幼稚園や保育所、認定こども園において、概ね月1回程度、地震・津波、火災等を想定した防災訓練を実施しています。
- 高齢化の進行等から、地域における避難行動要支援者の円滑な安否確認、避難支援を実現するための体制強化が必要です。

### 1-2. 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

#### (1) 住宅密集地の改善

- 市の西部や南部には、古い木造住宅等が密集している地区があり、防災性の向上が必要です。

#### (2) 消防力の強化

- 本市では、概ね100mごとに消火栓を設置し、狭隘地域でも消火活動が可能な体制を整えています。また、断水により消火栓が使用できない際は、防火水槽を利用できるようになっています。
- 市民宅への直接訪問や市民等が参加する訓練等の機会を捉えて防火指導を行うとともに、SNS等での広報活動により、住宅用火災警報器の設置率の向上、維持管理及び更新の徹底に努めています。
- 一人暮らし高齢者住宅をはじめとする一般住宅の防火診断、地域の諸団体を対象に防火講演、消防訓練等の実施、防火図画コンクールへの参画や幼年消防クラブ等を通じて、広く市民に防火思想の普及及び防火意識の高揚を図っています。

#### (3) 地域の災害対応力の強化【1-1-(8)の再掲】

- 市民、自治会、自主防災組織、防災関係機関、行政機関、民間企業等、地域が一体となって毎年、防災訓練を実施しています。なお、自主防災組織は令和2（2020）年3月時点で56の組織が結成されています。
- 幼稚園や保育所、認定こども園において、概ね月1回程度、地震・津波、火災等を想定した防災訓練を実施しています。
- 高齢化の進行等から、地域における避難行動要支援者の円滑な安否確認、避難支援を実現するための体制強化が必要です。

### 1－3. 津波等による多数の死傷者の発生

#### (1) 津波防護施設の改良

- ・津波の遡上を防ぐため、雨水管の吐口に開閉ゲートを設置しています。
- ・小松町4号線の改良とあわせて、既設の可動式防潮堤鉄扉を撤去し、隆起させた構造として整備することで安全性と維持管理性の向上を図ります。

#### (2) 避難路・避難場所等の整備・確保

- ・一次避難地や避難路の設定、住民ワークショップで検討した避難経路の周知を図っています。
- ・協定・覚書等により、民間企業等と連携しながら避難場所の確保を進めています。
- ・災害と感染症の複合的な「難」の回避の観点等から、在宅避難や縁故避難等の選択肢を踏まえた多様な避難（分散避難）の促進が必要です。
- ・また、高齢者や障がい者等の円滑な避難の実現の観点からも、道路のバリアフリー化を進めていく必要があります。
- ・市内の避難所だけでは受け入れられない相当数の避難者が発生した場合には、地域間連携により、市外において避難生活を送れる場所を確保する必要があります。

#### (3) 初動体制の構築

- ・「泉大津市津波避難計画」において、津波発生時の職員の配備体制・参集体制、住民等への情報受信・伝達体制等について整理しています。

#### (4) 地域の災害対応力の強化【1-1-(8)の再掲】

- ・市民、自治会、自主防災組織、防災関係機関、行政機関、民間企業等、地域が一体となって毎年、防災訓練を実施しています。なお、自主防災組織は令和2（2020）年3月時点で56の組織が結成されています。
- ・幼稚園や保育所、認定こども園において、概ね月1回程度、地震・津波、火災等を想定した防災訓練を実施しています。
- ・高齢化の進行等から、地域における避難行動要支援者の円滑な安否確認、避難支援を実現するための体制強化が必要です。

### 1－4. 異常気象等による突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による 多数の死傷者の発生

#### (1) 河川保全施設の整備

- ・市街地等の浸水を防ぐため、管理者である大阪府と連携し、河川堤防や護岸・防潮堤・洪水調節施設の整備や適切な維持管理を進めていく必要があります。

#### (2) 避難路・避難場所等の整備・確保【1-3-(2)の再掲】

- ・避難所を指定するとともに、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の把握等を行っています。
- ・一次避難地や避難路の設定、住民ワークショップで検討した避難経路の周知を図っています。
- ・協定・覚書等により、民間企業等と連携しながら避難場所の確保を進めています。
- ・災害と感染症の複合的な「難」の回避の観点等から、在宅避難や縁故避難等の選択肢を踏まえた多様な避難（分散避難）の促進が必要です。
- ・また、高齢者や障がい者等の円滑な避難の実現の観点からも、道路のバリアフリー化を進めていく必要があります。
- ・市内の避難所だけでは受け入れられない相当数の避難者が発生した場合には、地域間連携により、市外において避難生活を送れる場所を確保する必要があります。

**(3) 地域の災害対応力の強化【1-1-(8)の再掲】**

- ・市民、自治会、自主防災組織、防災関係機関、行政機関、民間企業等、地域が一体となって毎年、防災訓練を実施しています。なお、自主防災組織は令和2（2020）年3月時点での56の組織が結成されています。
- ・幼稚園や保育所、認定こども園において、概ね月1回程度、地震・津波、火災等を想定した防災訓練を実施しています。
- ・高齢化の進行等から、地域における避難行動要支援者の円滑な安否確認、避難支援を実現するための体制強化が必要です。

◇事前に備えるべき目標2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、  
被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

**2-1. 物資の供給・支援者の移動ルート途絶**

**(1) 広域道路交通機能の強化**

- ・広域道路交通機能の強化については、社会情勢や財政状況を踏まえて検討を行っていく必要があります。

**(2) 地域道路交通機能の強化**

- ・地域道路交通機能の強化については、社会情勢や財政状況を踏まえて検討を行っていく必要があります。

**(3) 通行機能の確保**

- ・めいわく駐車対策や放置自転車対策は、平時の良好な道路空間・生活環境の形成だけでなく、災害時の円滑な消防・救助・救急活動の実現においても重要であることから、定期的な警告、指導啓発等を行っています。

**(4) 備蓄物資の確保**

- ・大阪府域救援物資対策協議会の備蓄方針において、重要物資として位置付けられた11品目を中心に備蓄を進めています。
- ・重要物資については、毛布を除き、備蓄目標を達成済みとなっています。毛布については、市でも備蓄していますが、備蓄目標に対する不足分は日本毛布工業組合との協定により確保しています。
- ・重要物資以外では、避難所運営に必要な資機材や感染対策物品を備蓄しています。
- ・民間企業等と救援物資の供給や輸送に関する協定を締結しています。

**2-2. 被災地での電力・燃料等、被災直後の生命に関わるエネルギー供給の停止**

**(1) ライフライン事業者の防災対策と早期復旧に向けた連携強化**

- ・ガスの復旧状況やマイコンメーター復帰手順の情報提供について大阪ガスと協定を締結しています。
- ・民間企業等と協定を締結し、災害時に迅速にライフラインの提供と復旧ができるよう、連携体制を構築しています。
- ・大規模災害におけるライフラインの復旧等の対応について、「泉大津市地域防災計画」やタイムライン等に基づきながら、ライフライン事業者との連携体制を構築・強化していく必要があります。

## (2) 多様な電力等の導入促進

- 家庭における住宅用太陽光発電システム設置の補助を行い、導入を促進しています。
- 再生可能エネルギーの導入にあたり、市所有の土地のみでは狭小な場所がほとんどであり、十分な電力の確保が難しい状況にあります。

## 2-3. 多数かつ長期にわたる孤立箇所の同時発生

### (1) 臨海部埋立地の事業者等の防災対策の促進

- 臨海地域の石油コンビナート等防災区域等における大規模な危険物施設での災害発生時において、自衛防災組織が円滑に活動できるよう、教養や訓練を計画的に実施しています（令和2（2020）年度実績：教養-計2回開催、参加者計10名、令和3（2021）年度実績：教養-計8回開催、参加者計30名）。
- その他の施設についても防災規程に定められている資機材の点検や自主訓練等の実施について指導しています。
- 津波や高潮等の災害が発生した場合に、臨海地域における事業者等の孤立化を防ぐため、素早く避難情報等を伝達できる体制を整備しておく必要があります。

## 2-4. 消防・救急等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

### (1) 消防・救急体制の強化

- 防災拠点となる消防庁舎は、市災害対策本部室等の代替施設ともなり、また、通信指令関係施設をはじめ、化学薬剤備蓄倉庫等の施設を有することから、災害時に機能できるよう適切に維持管理に努めています。
- 消防力を維持向上させるため、整備計画に基づき最新の消防車両及び消防資器材の更新・整備を実施しています。
- 消防庁舎が、災害時に電力供給の停止により機能が停止する事がないよう、消防庁舎敷地内の危険物屋内貯蔵所に、自家発電用兼災害活動用の燃料を備蓄しています。
- 消防職員の災害対応に対する資質及び能力の向上のため、救急救命士の養成や専門教育への派遣を実施し、また他市町との合同訓練への参加等を行っています。
- 広域応援体制として、緊急消防援助隊をはじめ、大阪府下南ブロック消防相互応援協定や大阪府下広域消防相互応援協定に基づき、相互に応援する体制を構築しています。

### (2) 地域の災害対応力の強化【1-1-(8)の再掲】

- 市民、自治会、自主防災組織、防災関係機関、行政機関、民間企業等、地域が一体となって毎年、防災訓練を実施しています。なお、自主防災組織は令和2（2020）年3月時点で56の組織が結成されています。
- 幼稚園や保育所、認定こども園において、概ね月1回程度、地震・津波、火災等を想定した防災訓練を実施しています。
- 高齢化の進行等から、地域における避難行動要支援者の円滑な安否確認、避難支援を実現するための体制強化が必要です。

### (3) 地域の防災組織の災害対応力強化

- ・ 消防団員の確保に努めるとともに、消防学校への教育派遣等により災害対応能力向上を図っています。
- ・ 効果的に活動を行えるよう、可搬式ポンプや個人安全装備品の充実、訓練資器材等の拡充を図っています。
- ・ 地域住民による防災力向上を図るため、自主防災組織の防災訓練や備蓄物品の購入費用の補助を行っています。

### (4) 地域の防災力強化

- ・ 救急隊が到着するまでの間の「家庭や職場での应急手当」について、救急隊員が地域や職場を対象とした救急知識の普及や「救急安心センターおおさか」の広報活動に努め、あわせて救急車の適正利用について啓発を図っています。
- ・ 良好的なコミュニティの形成は災害時の円滑な避難や救助・救急の実現にも繋がることから、平常時から自治会活動の推進や、地域コミュニティの活性化に繋がる取り組みを支援するとともに、防災知識の普及や啓発を図っています。
- ・ 被災によりマンパワーが不足する事態に備え、災害活動に従事できる人材を確保する必要があります。
- ・ 市民や地域団体、関係行政機関等の垣根を越えて「安全・安心なまちづくり連携活動」を推進し、イベントの開催や啓発物の作成等を行っています。

## 2-5. 想定を超える大量の帰宅困難者等の発生、混乱

### (1) 帰宅困難者対策の推進

- ・ 本市は住工混在の毛布・繊維工業を中心とした地場産業が盛んな都市であり、市内への就業者が災害時に帰宅困難者となることが想定されるため対策が必要です。
- ・ 市内では、関西広域連合により災害時帰宅支援ステーションが指定されています。

## 2-6. 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、院内感染の発生、エネルギー供給の途絶等による医療機能の麻痺

### (1) 医療施設の耐震化

- ・ 現在、地域の中で高度化・専門化した分野の医療を主として担い、救急・災害医療、感染症対策を強化した病院である（仮称）新泉大津市立病院を建設中であり、令和2（2020）年度に基本設計を完了しています。
- ・ その他の医療施設についても、耐震化の促進により災害時の安全性の確保、機能の維持を図っていく必要があります。

### (2) 救急・医療体制の充実

- ・ 市災害医療センターである泉大津市立病院や災害拠点病院である大阪府泉州救命救急センターに実習派遣を行っています。
- ・ 災害時における消防と医療機関等との連携強化を図るため、地域メディカルコントロール協議会への参画や各種システムを活用した搬送体制の維持に努めています。

### (3) 病院等医療機関における非常用電源等の確保

- ・ 市立病院については、電力供給が停止した場合、自家発電により対応しており、6時間の電力供給を可能とする燃料を備蓄しています。

## 2－7. 被災地及び医療施設、要配慮者利用施設等における疫病・感染症等の大規模発生

### (1) 被災地等における疫病・感染症対策に係る体制の構築

- ・ 平成26（2014）年に「新型インフルエンザ等行動対策計画」を策定しています。
- ・ 避難生活での感染症の発生・蔓延の予防に備え、平時から自身の健康状態を把握するために健康診査や特定健診の受診勧奨を行うとともに、予防接種体制の整備及び情報の発信を行っています。

### (2) 下水道の耐震化

- ・ 下水道管は、布設してから47年が経過し、公共下水道施設を適切に維持管理するため、ストックマネジメント計画に基づき、令和2（2020）年度より点検・調査を実施しています。
- ・ 公共下水道の整備により、浸水の防除に努めており、現在、南海中央線から泉大津高校までの区間及びフェニックス地区において整備を行っています。
- ・ 老朽化した雨水ポンプ設備及び沈砂池設備等の更新を進めており、汐見ポンプ場では雨水ポンプ設備1号～4号及び沈砂池設備の一部の更新が完了しています。

## 2－8. 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

### (1) 緊急避難場所・避難所の開設・運営

- ・ 避難所開設運営の流れや注意事項を示したマニュアルを策定しました。
- ・ 誰でも避難所を開設できるようにするための「避難所開設キット」を作成しました。
- ・ 災害時に、マニュアルや避難所開設キットに基づき、地域住民が主体となり避難所の開設・運営ができるよう、各地域で訓練を進める必要があります。
- ・ 避難の生活環境を改善するため、備蓄物資を整備する必要があります。

### (2) 避難所の質の向上

- ・ 避難所の生活環境や避難者の健康状態を良好に保つため、災害時に避難所として開設される学校の体育館への空調機器の設置を進めています。
- ・ 想定避難者数に対する避難所の不足に対応する必要があります。
- ・ 民間企業との協定等により新たな避難所の確保を進めるとともに、避難所内の一般避難者と体調不良者の避難スペースを分けるなど感染対策の見直しを行いました。

◇事前に備えるべき目標 3. 必要不可欠な行政機能は確保する

3－1. 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(1) 市有建築物の耐震化・改修等【1-1-(1)の再掲】

- ・ 災害時に重要な機能を果たす市役所、消防署、小中学校等の防災関連施設の耐震化率は98.2%（平成28（2016）年時点）で、未耐震の建築物への取り組みを進めています。
- ・ その他の市有建築物についても、各所管課等で耐震診断や耐震改修を進めています。
- ・ 市有建築物の中には、老朽化が進行しているものもあるため、今後は、市民ニーズや将来人口規模との適合性、財政状況等を踏まえ、施設の大規模改修等を図る必要があります。

(2) 市庁舎等の防災機能の強化

- ・ 市庁舎等には、転倒防止・固定化が未実施の機器や備品が多くあります。
- ・ 本庁舎については、電力供給が停止した場合、自家発電により対応しており、48時間の電力供給を可能とする燃料を備蓄しています。
- ・ 災害対応を行う職員用の食料及び飲料水は現在のところ備蓄していません。

(3) 業務継続体制の確保

- ・ 平成29（2017）年に「泉大津市業務継続計画（地震災害対策編ver2）」を策定し、各課の役割分担の明確化等を行っています。
- ・ 事業継続計画に則り迅速かつ的確な対応ができるよう、訓練等を通じて各職員が求められる役割や業務に対する認識を深めていく必要があります。

(4) 広域応援体制の強化

- ・ 本市を含む全国22市町の間で「市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定」を締結し、災害時における物資支援や職員派遣等の相互応援体制を構築しています。本市が被災した場合に外部応援を円滑に受け入れ最大限活用できる体制を確立しておく必要があります。

◇事前に備えるべき目標 4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4－1. 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

(1) 情報通信設備等の確保及び適切な管理、訓練

- ・ 災害時の通報や指揮命令・情報伝達における重要な機能を果たす高機能消防指令システム等について、機能維持及び更新を進めています。
- ・ 聴覚・言語機能に障がいのある方等を対象とした「Net119緊急通報システム」、日本語を話せない外国の方等を対象とした「多言語通訳サービス」を導入しています。
- ・ 迅速かつ的確な通信指令業務を行うため、適宜、訓練を実施しています。
- ・ 市民等に迅速かつ確実に情報が伝達できるよう、同報系防災行政無線（市内67局）等の通信手段を確保しており、これらを操作する職員の習熟度の維持・向上が必要です。
- ・ 災害情報を迅速かつ効率的に共有するため、従来の無線等による方法に加え、ICT等を利活用した情報伝達の仕組みについても導入を進める必要があります。
- ・ 災害時でも府内外の関係機関と円滑に通信できるよう、平常時から電話やメール等の基本的な通信手段を維持管理する必要があります。

## 4-2. 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

### (1) 災害関連情報の伝達手段の多重化

- エフエム泉大津と「災害時における放送要請等に関する協定」を締結し、災害発生時又は災害発生の恐れのある場合に放送要請を行い、緊急情報等を迅速に市民等に周知できるようにしています。
- 平成25(2013)年度にFacebook、平成28(2016)年度にTwitter、令和元(2019)年度にLINEによる情報発信を開始する等、SNSを活用し市民等が災害情報等をより入手しやすい環境の整備を進めています。
- 市民等に迅速かつ確実に情報を伝達できるよう、同報系防災行政無線の放送内容をスマートフォンで聞くことができる防災アプリを導入し、普及を図っています。

### (2) 地域の災害対応力の強化【1-1-(8)の再掲】

- 市民、自治会、自主防災組織、防災関係機関、行政機関、民間企業等、地域が一体となって毎年、防災訓練を実施しています。なお、自主防災組織は令和2(2020)年3月時点で56の組織が結成されています。
- 幼稚園や保育所、認定こども園において、概ね月1回程度、地震・津波、火災等を想定した防災訓練を実施しています。
- 高齢化の進行等から、地域における避難行動要支援者の円滑な安否確認、避難支援を実現するための体制強化が必要です。

### (3) 地域の防災組織の災害対応力強化【2-4-(3)の再掲】

- 消防団員の確保に努めるとともに、消防学校への教育派遣等により災害対応能力向上を図っています。
- 効果的に活動を行えるよう、可搬式ポンプや個人安全装備品の充実、訓練資器材等の拡充を図っています。
- 地域住民による防災力向上を図るため、自主防災組織の防災訓練や備蓄物品の購入費用の補助を行っています。

### (4) 地域の防災力強化【2-4-(4)の再掲】

- 救急隊が到着するまでの間の「家庭や職場での应急手当」について、救急隊員が地域や職場を対象とした救急知識の普及や「救急安心センターおおさか」の広報活動に努め、あわせて救急車の適正利用について啓発を図っています。
- 良好なコミュニティの形成は災害時の円滑な避難や救助・救急の実現にも繋がることから、平常時から自治会活動の推進や、地域コミュニティの活性化に繋がる取り組みを支援するとともに、防災知識の普及や啓発を図っています。
- 被災によりマンパワーが不足する事態に備え、災害活動に従事できる人材を確保する必要があります。
- 市民や地域団体、関係行政機関等の垣根を越えて「安全・安心なまちづくり連携活動」を推進し、イベントの開催や啓発物の作成等を行っています。

◇事前に備えるべき目標5. 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1. サプライチェーンの寸断、エネルギー供給の停止等による企業活動の低下

(1) ライフライン事業者の防災対策と早期復旧に向けた連携強化【2-2-(1)の再掲】

- ガスの復旧状況やマイコンメーター復帰手順の情報提供について大阪ガスと協定を締結しています。
- 民間企業等と協定を締結し、災害時に迅速にライフラインの提供と復旧ができるよう、連携体制を構築しています。
- 大規模災害時におけるライフラインの復旧等の対応について、「泉大津市地域防災計画」やタイムライン等に基づきながら、ライフライン事業者との連携体制を構築・強化していく必要があります。

(2) 市内事業所の事業継続計画（B C P）策定の推進

- 泉大津商工会議所と連携し「事業継続力強化計画」を策定しました。

(3) 多様な電力等の導入促進【2-2-(2)の再掲】

- 家庭における住宅用太陽光発電システム設置の補助を行い、導入を促進しています。
- 再生可能エネルギーの導入にあたり、市所有の土地のみでは狭小な場所がほとんどであり、十分な電力の確保が難しい状況にあります。

5-2. コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

(1) 臨海部埋立地の事業者等の防災対策の促進【2-3-(1)の再掲】

- 臨海地域の石油コンビナート等防災区域等における大規模な危険物施設での災害発生時において、自衛防災組織が円滑に活動できるよう、教養や訓練を計画的に実施しています（令和2（2020）年度実績：教養-計2回開催、参加者計10名、令和3（2021）年度実績：教養-計8回開催、参加者計30名）。
- その他の施設についても防災規程に定められている資機材の点検や自主訓練等の実施について指導しています。
- 津波や高潮等の災害が発生した場合に、臨海地域における事業者等の孤立化を防ぐため、素早く避難情報等を伝達できる体制を整備しておく必要があります。

(2) 防火対象物の火災予防促進

- 臨海地域の石油コンビナート等防災区域等における市内の防火対象物に対して立入検査を実施し、防火管理体制、消防用設備等の維持管理状況及び危険物の貯蔵・取扱いについての適正指導を行うとともに、消防計画や予防規程の提出を促進しています。

5-3. 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響

(1) 海上輸送機能の強靭化

- 災害発生時の交通・物流ネットワークとなる海上輸送ルートを確保するため、岸壁の維持管理や航路啓閉体制の整備を促進する必要があります。

## 5－4. 基幹的陸上・海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

### (1) 広域道路交通機能の強化【2-1-(1)の再掲】

- ・ 広域道路交通機能の強化については、社会情勢や財政状況を踏まえて検討を行っていく必要があります。

### (2) 地域道路交通機能の強化【2-1-(2)の再掲】

- ・ 地域道路交通機能の強化については、社会情勢や財政状況を踏まえて検討を行っていく必要があります。

### (3) 橋梁等の交通施設の長寿命化対策【1-1-(6)の再掲】

- ・ 令和元（2019）年度時点で 55 橋の橋梁を管理しており、20 年後には 78%を占める 43 橋が建設から 50 年を超えることから、様々な損傷に対し適時に適切な修繕を行う必要があります。

## 5－5. 食料等の安定供給の停滞

### (1) 備蓄物資の確保【2-1-(4)の再掲】

- ・ 大阪府域救援物資対策協議会の備蓄方針において、重要物資として位置付けられた 11 品目を中心に備蓄を進めています。
- ・ 重要物資については、毛布を除き、備蓄目標を達成済みとなっています。毛布については、市でも備蓄していますが、備蓄目標に対する不足分は日本毛布工業組合との協定により確保しています。
- ・ 重要物資以外では、避難所運営に必要な資機材や感染対策物品を備蓄しています。
- ・ 民間企業等と救援物資の供給や輸送に関する協定を締結しています。

### (2) 備蓄スペースの確保

- ・ 現在、大規模な専用備蓄倉庫がないため、公共施設に分散して災害用物資を保管しています。感染対策による備蓄物資の整備・強化に伴い、保管スペースが減少していることから、新たなスペースを確保する必要があります。

### (3) 食料の供給体制の構築

- ・ 被災により物流が停止する場合や、市の備蓄食料が不足する場合に備え、食料の供給体制を確保する必要があります。

### (4) 市内事業所の事業継続計画（B C P）策定の推進【5-1-(2)の再掲】

- ・ 泉大津商工会議所と連携し「事業継続力強化計画」を策定しました。

◇事前に備えるべき目標 6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1. 電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスのサプライチェーン等の燃料供給関連施設の長期間にわたる機能の停止

(1) ライフライン事業者の防災対策と早期復旧に向けた連携強化【2-2-(1)の再掲】

- ・ ガスの復旧状況やマイコンメーター復帰手順の情報提供について大阪ガスと協定を締結しています。
- ・ 民間企業等と協定を締結し、災害時に迅速にライフラインの提供と復旧ができるよう、連携体制を構築しています。
- ・ 大規模災害時におけるライフラインの復旧等の対応について、「泉大津市地域防災計画」やタイムライン等に基づきながら、ライフライン事業者との連携体制を構築・強化していく必要があります。

(2) 多様な電力等の導入促進【2-2-(2)の再掲】

- ・ 家庭における住宅用太陽光発電システム設置の補助を行い、導入を促進しています。
- ・ 再生可能エネルギーの導入にあたり、市所有の土地のみでは狭小な場所がほとんどであり、十分な電力の確保が難しい状況にあります。

6-2. 上水道の長期にわたる供給停止

(1) 上水道の長期にわたる供給停止

- ・ 中央配水場内の配水池のうち、施工年度が古く、老朽化している第1～第4配水池の改修を行い、安全で強靭な配水体制の構築を進めています。
- ・ 配水管については、配水管整備計画に基づき、耐震幹線ループの整備、重要路線の耐震化及び老朽管の更新を進めています。高度成長期に整備された水管が一斉に老朽化しており、更新を一定のペースで進めていくための費用及び人員体制の確保が必要となっています。

(2) 広域的な応援体制の整備

- ・ 災害や事故等により漏水や断水が起きた場合に備え、公益社団法人日本水道協会を通して全国の市町村から応援を受けることができるほか、大阪広域水道企業団による大阪府内市町村間での相互応援協定、さらに和泉市・高石市との相互応援協定を締結しており、応急給水や応急復旧に必要な資機材の提供や職員の応援等について取り決めることで、不測の状況下でもより安定的に水を供給する体制を整えています。

6-3. 下水道施設の長期にわたる機能停止

(1) 下水道の耐震化【2-7-(2)の再掲】

- ・ 下水管は、布設してから47年が経過し、公共下水道施設を適切に維持管理するため、ストックマネジメント計画に基づき、令和2（2020）年度より点検・調査を実施しています。
- ・ 公共下水道の整備により、浸水の防除に努めており、現在、南海中央線から泉大津高校までの区間及びフェニックス地区において整備を行っています。
- ・ 老朽化した雨水ポンプ設備及び沈砂池設備等の更新を進めており、汐見ポンプ場では雨水ポンプ設備1号～4号及び沈砂池設備の一部の更新が完了しています。

## 6－4. 基幹的交通から地域交通網に関する交通インフラの長期間にわたる機能停止

### (1) 広域道路交通機能の強化【2-1-(1)の再掲】

- ・広域道路交通機能の強化については、社会情勢や財政状況を踏まえて検討を行っていく必要があります。

## ◇事前に備えるべき目標7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

### 7－1. 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

#### (1) 住宅密集地の改善【1-2-(1)の再掲】

- ・市の西部や南部には、古い木造住宅等が密集している地区があり、防災性の向上が必要です。

#### (2) 消防力の強化【1-2-(2)の再掲】

- ・本市では、概ね 100mごとに消火栓を設置し、狭隘地域でも消火活動が可能な体制を整えています。また、断水により消火栓が使用できない際は、防火水槽を利用できるようにしています。
- ・市民宅への直接訪問や市民等が参加する訓練等の機会を捉えて防火指導を行うとともに、SNS 等での広報活動により、住宅用火災警報器の設置率の向上、維持管理及び更新の徹底に努めています。
- ・一人暮らし高齢者住宅をはじめとする一般住宅の防火診断、地域の諸団体を対象に防火講演、消防訓練等の実施、防火図画コンクールへの参画や幼年消防クラブ等を通じて、広く市民に防火思想の普及及び防火意識の高揚を図っています。

#### (3) 地域の災害対応力の強化【1-1-(8)の再掲】

- ・市民、自治会、自主防災組織、防災関係機関、行政機関、民間企業等、地域が一体となって毎年、防災訓練を実施しています。なお、自主防災組織は令和2（2020）年3月時点で 56 の組織が結成されています。
- ・幼稚園や保育所、認定こども園において、概ね月1回程度、地震・津波、火災等を想定した防災訓練を実施しています。
- ・高齢化の進行等から、地域における避難行動要支援者の円滑な安否確認、避難支援を実現するための体制強化が必要です。

### 7－2. 海上・臨海部の広域複合災害の発生

#### (1) 臨海部埋立地の事業者等の防災対策の促進【2-3-(1)の再掲】

- ・臨海地域の石油コンビナート等防災区域等における大規模な危険物施設での災害発生時において、自衛防災組織が円滑に活動できるよう、教養や訓練を計画的に実施しています（令和2（2020）年度実績：教養-計2回開催、参加者計 10 名、令和3（2021）年度実績：教養-計8回開催、参加者計 30 名）。
- ・その他の施設についても防災規程に定められている資機材の点検や自主訓練等の実施について指導しています。
- ・津波や高潮等の災害が発生した場合に、臨海地域における事業者等の孤立化を防ぐため、素早く避難情報等を伝達できる体制を整備しておく必要があります。

## (2) 防火対象物の火災予防促進【5-2-(2)の再掲】

- ・ 臨海地域の石油コンビナート等防災区域等における市内の防火対象物に対して立入検査を実施し、防火管理体制、消防用設備等の維持管理状況及び危険物の貯蔵・取扱いについての適正指導を行うとともに、消防計画や予防規程の提出を促進しています。

## 7-3. 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

### (1) 緊急輸送道路沿道の建築物及び不特定多数が集まる大規模建築物の耐震化

#### 【1-1-(2)の再掲】

- ・ 多数の者が利用する建築物の耐震化率は、平成27（2015）年時点で91.6%となっています。
- ・ 災害発生時の安全確保や、円滑な消防・救助・救急活動の実現の観点等から、耐震化の重要性についての啓発や、各種認定制度、交付金制度及び補助金制度の活用促進等を更に進めていくことが必要です。

### (2) 下水道の耐震化【2-7-(2)の再掲】

- ・ 下水道管は、布設してから47年が経過し、公共下水道施設を適切に維持管理するため、ストックマネジメント計画に基づき、令和2（2020）年度より点検・調査を実施しています。
- ・ 公共下水道の整備により、浸水の防除に努めており、現在、南海中央線から泉大津高校までの区間及びフェニックス地区において整備を行っています。
- ・ 老朽化した雨水ポンプ設備及び沈砂池設備等の更新を進めており、汐見ポンプ場では雨水ポンプ設備1号～4号及び沈砂池設備の一部の更新が完了しています。

## 7-4. ため池等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

### (1) ため池等の適正管理の推進

- ・ 安全対策等のため、水利組合と共同での除草等を行い、適正なため池管理を行っています。
- ・ 今後、南海・東南海地震の発生が懸念され、ため池や住民への影響を明確にするという観点から、耐震性及び被害想定区域の調査が不可欠であると考えられるため、事業管理計画に位置付け、農業水路等長寿命化・防災減災事業を推進しています。
- ・ 災害により農業用ため池が決壊した場合に備え、浸水が想定される区域や避難所等を示した、ため池ハザードマップを作成し、住民等に周知しています。

## 7-5. 有害物質の大規模拡散・流出による国土・海洋の荒廃

### (1) 臨海部埋立地の事業者等の防災対策の促進【2-3-(1)の再掲】

- ・ 臨海地域の石油コンビナート等防災区域等における大規模な危険物施設での災害発生時において、自衛防災組織が円滑に活動できるよう、教養や訓練を計画的に実施しています（令和2（2020）年度実績：教養-計2回開催、参加者計10名、令和3（2021）年度実績：教養-計8回開催、参加者計30名）。
- ・ その他の施設についても防災規程に定められている資機材の点検や自主訓練等の実施について指導しています。
- ・ 津波や高潮等の災害が発生した場合に、臨海地域における事業者等の孤立化を防ぐため、素早く避難情報等を伝達できる体制を整備しておく必要があります。

◇事前に備えるべき目標 8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

8-1. 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(1) 災害廃棄物処理

- 平成 29（2017）年度に「災害廃棄物処理計画」を、令和元（2019）年度に災害ガレキを迅速に収集運搬するため、泉大津環境衛生事業協同組合と「災害廃棄物収集運搬計画（運用編）【台風編】」を策定しました。

8-2. 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

(1) 復興体制の整備

- 大規模自然災害が発生した際に、人材の不足や復興に向けたビジョンの欠如等により復興が大幅に遅れる・できない事態とならないよう、あらかじめ復興体制を整備しておくことが必要です。
- 早期の被災者支援のため、住家被害認定等を行うための研修を実施しています。

8-3. 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

(1) 下水道の耐震化【2-7-(2)の再掲】

- 下水道管は、布設してから 47 年が経過し、公共下水道施設を適切に維持管理するため、ストックマネジメント計画に基づき、令和 2（2020）年度より点検・調査を実施しています。
- 公共下水道の整備により、浸水の防除に努めており、現在、南海中央線から泉大津高校までの区間及びフェニックス地区において整備を行っています。
- 老朽化した雨水ポンプ設備及び沈砂池設備等の更新を進めており、汐見ポンプ場では雨水ポンプ設備 1 号～4 号及び沈砂池設備の一部の更新が完了しています。

(2) 建物等の液状化対策の推進【1-1-(5)の再掲】

- 大規模地震により、臨海部で激しい液状化が発生する可能性があることから、液状化対策についての情報等を市民等に広く周知していく必要があります。

8-4. 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化的衰退・損失

(1) 地域の防災力強化（地域コミュニティの強化）【2-4-(4)の再掲】

- 救急隊が到着するまでの間の「家庭や職場での応急手当」について、救急隊員が地域や職場を対象とした救急知識の普及や「救急安心センターおおさか」の広報活動に努め、あわせて救急車の適正利用について啓発を図っています。
- 良好なコミュニティの形成は災害時の円滑な避難や救助・救急の実現にも繋がることから、平常時から自治会活動の推進や、地域コミュニティの活性化に繋がる取り組みを支援するとともに、防災知識の普及や啓発を図っています。
- 被災によりマンパワーが不足する事態に備え、災害活動に従事できる人材を確保する必要があります。

- ・市民や地域団体、関係行政機関等の垣根を越えて「安全・安心なまちづくり連携活動」を推進し、イベントの開催や啓発物の作成等を行っています。

#### (2) 文化財の耐災害性の向上

- ・個人所有の文化財のうち、国指定文化財は防災設備の更新および毎年の点検・訓練を実施しています。他指定文化財の所有者には、耐災害性の向上について啓発を行っています。

### 8-5. 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

#### (1) 早期に土地利用等に着手できる体制の整備

- ・災害時の復旧等を迅速に行うため土地の権利関係を明確にした現地復元性のある地図を備えること等を目的に、国土調査法に基づき、市が主体となって隣接土地所有者と道路等の官民境界の確認を進めています。
- ・避難者の生活空間の確保と迅速な復旧復興のため、仮設住宅や資材置場等の防災拠点としての用地を十分に確保する必要があります。

### 8-6. 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市域経済等への甚大な影響

#### (1) 市内事業所の事業継続計画（B C P）策定の推進【5-1-(2)の再掲】

- ・泉大津商工会議所と連携し「事業継続力強化計画」を策定しました。

### 8-7. 地域コミュニティの崩壊による、治安の悪化や復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### (1) 地域の防災力強化（地域コミュニティの強化）【2-4-(4)の再掲】

- ・救急隊が到着するまでの間の「家庭や職場での応急手当」について、救急隊員が地域や職場を対象とした救急知識の普及や「救急安心センターおおさか」の広報活動に努め、あわせて救急車の適正利用について啓発を図っています。
- ・良好なコミュニティの形成は災害時の円滑な避難や救助・救急の実現にも繋がることから、平常時から自治会活動の推進や、地域コミュニティの活性化に繋がる取り組みを支援するとともに、防災知識の普及や啓発を図っています。
- ・被災によりマンパワーが不足する事態に備え、災害活動に従事できる人材を確保する必要があります。
- ・市民や地域団体、関係行政機関等の垣根を越えて「安全・安心なまちづくり連携活動」を推進し、イベントの開催や啓発物の作成等を行っています。

## 第5章 国土強靭化に向けた施策の推進方針

本市の強靭化に向けた現状と課題（脆弱性評価）を踏まえ、起きてはならない最悪の事態を回避するための施策の推進方針を以下に示します。

なお、主な関係分野については、国の「国土強靭化地域計画策定ガイドライン（第8版）」を参考に設定した8つの分野に分類します。

表 施策の推進方針に係る分野設定

①行政機能／消防等／防災教育等	②住宅・都市
③保健医療・福祉	④エネルギー・環境
⑤情報通信	⑥産業構造
⑦交通・物流	⑧国土保全・土地利用

### ◇事前に備えるべき目標 1. 直接死を最大限防ぐ

施策の推進方針 ※<>内は主な関係分野	担当課
1－1. 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	
(1) 市有建築物の耐震化・改修等  «①行政機能／消防等／防災教育等» ➤ 「泉大津市公共施設適正配置基本計画」を考慮して、「泉大津市耐震改修促進計画」に基づき、計画的に耐震化を進めています。 ➤ 老朽化する施設の適切な維持管理と安全性の確保のため、必要に応じて施設の改修や設備の更新を行ってきます。	・教育政策課 ・資産活用課 ・建築住宅課 ・生涯学習課 ・福祉政策課
(2) 緊急輸送道路沿道の建築物及び不特定多数が集まる大規模建築物の耐震化<②住宅・都市>  ➤ 「泉大津市耐震改修促進計画」に基づき、耐震化の重要性についての啓発や、各種認定制度、交付金制度及び補助金制度の活用促進等による計画的な耐震化を進めています。	・建築住宅課 ・高齢介護課 ・障がい福祉課
(3) 住宅の耐震化<②住宅・都市>  ➤ 「泉大津市耐震改修促進計画」に基づき、耐震化の重要性についての啓発や、各種補助制度の活用促進等による計画的な耐震化を進めています。	・建築住宅課
(4) 空家等対策の推進<②住宅・都市>  ➤ 「泉大津市空家等対策計画」に基づき、空家等の適正管理や利活用の促進、管理不全の空家等の解消を進めています。	・建築住宅課 ・環境課

施策の推進方針 ※□内は主な関係分野	担当課
(5) 建物等の液状化対策の推進<□②住宅・都市> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 液状化の発生が想定されるエリアの住民や民間事業者等に対して、液状化対策についての情報発信等を行っていきます。</li> </ul>	・建築住宅課 ・危機管理課
(6) 橋梁等の交通施設の長寿命化対策<□②住宅・都市> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 予測しない大規模な緊急補修や通行止め等の事態を避けるため、定期点検により健全度を把握し、劣化した橋梁の補修工事を遺漏なく適切な時期に実施します。</li> </ul>	・土木課
(7) 都市公園における公園施設の長寿命化対策<□②住宅・都市> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 定期点検により、健全度を把握し、老朽化した公園施設の更新工事を長寿命化計画に基づき実施します。</li> </ul>	・都市づくり政策課
(8) 地域の災害対応力の強化<□①行政機能／消防等／防災教育等> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 市民、自治会、自主防災組織、防災関係機関、行政機関、民間企業等、地域が一体となり、防災訓練等による防災に関する知識や技能の蓄積や、避難確保計画の作成等に取り組むことで、災害時の迅速かつ的確な行動を可能としていきます。</li> <li>➤ 避難行動要支援者名簿の更新や、個別計画の作成を進めることで、避難行動要支援者の支援体制を強化していきます。</li> </ul>	・危機管理課 ・高齢介護課 ・福祉政策課 ・障がい福祉課 ・生活福祉課 ・子育て応援課 ・こども育成課 ・指導課 ・スポーツ青少年課 ・市民協働推進課

施策の推進方針 ※□内は主な関係分野	担当課
1-2. 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	
(1) 住宅密集地の改善<□②住宅・都市> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 「泉大津市都市計画マスタープラン」に基づき、地区計画等の都市計画手法を用いた再整備、狭小な道路の拡幅や避難路の確保、建築物の耐火・耐震性の確保等、市内の住宅密集地における防災性の向上を図ります。</li> </ul>	・都市づくり政策課
(2) 消防力の強化<□①行政機能／消防等／防災教育等> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 今後も、市民への防火指導やSNS等での広報活動を実施し、住宅用火災警報器の設置率の向上、維持管理及び更新の徹底に努めています。</li> <li>➤ 火災発生時に消防水利が不足しないよう、引き続き関係機関と連携して消防水利の整備・充実を図ります。</li> <li>➤ 今後も、各種イベントや消防訓練等の実施を通じて、広く市民に防火思想の普及及び防火意識の高揚を図ります。</li> </ul>	・消防本部予防課 ・消防本部警防課

施策の推進方針 ※□内は主な関係分野	担当課
<p>(3) 地域の災害対応力の強化&lt;□①行政機能／消防等／防災教育等&gt;</p> <p style="text-align: center;">【1-1-(8)の再掲】</p> <p>➢ 市民、自治会、自主防災組織、防災関係機関、行政機関、民間企業等、地域が一体となり、防災訓練等による防災に関する知識や技能の蓄積や、避難確保計画の作成等に取り組むことで、災害時の迅速かつ的確な行動を可能としていきます。</p> <p>➢ 避難行動要支援者名簿の更新や、個別計画の作成を進めることで、避難行動要支援者の支援体制を強化していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>危機管理課</li> <li>高齢介護課</li> <li>福祉政策課</li> <li>障がい福祉課</li> <li>生活福祉課</li> <li>子育て応援課</li> <li>子ども育成課</li> <li>指導課</li> <li>スポーツ青少年課</li> <li>市民協働推進課</li> </ul>

施策の推進方針 ※□内は主な関係分野	担当課
<b>1-3. 津波等による多数の死傷者の発生</b>	
<p>(1) 津波防護施設の改良&lt;□②住宅・都市&gt;</p> <p>➢ 小松町4号線について、対面通行化するための線形・拡幅改良にあわせて、安全性と維持管理性の向上を図るため、既設の可動式防潮堤鉄扉を撤去し、道路を隆起させて新たな防潮堤を構築します。</p> <p>➢ 雨水管の吐口の開閉ゲートについては、津波発生時に現地での操作が必要であるため、迅速な対応ができる体制を維持していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市づくり政策課</li> <li>下水道課</li> </ul>
<p>(2) 避難路・避難場所等の整備・確保&lt;□⑦交通・物流&gt;</p> <p>➢ 今後も引き続き、避難方法等の周知・啓発を進めるとともに、協定・覚書等により、民間企業等と連携しながら避難場所の確保を進めています。</p> <p>➢ 高齢者や障がい者等の円滑な避難の実現に向け、引き続き、歩道段差改善及び視覚障がい者誘導ブロックの設置を進めています。</p> <p>➢ 市内の避難所だけでは避難者を受け入れきれない事態を想定し、他の自治体と連携した避難場所確保の仕組みについて検討を進めています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土木課</li> <li>危機管理課</li> </ul>
<p>(3) 初動体制の構築&lt;□①行政機能／消防等／防災教育等&gt;</p> <p>➢ 「泉大津市津波避難計画」に基づき初動体制の円滑な構築・運用ができるよう、職員参集訓練や災害対策本部訓練等を実施しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>危機管理課</li> </ul>
<p>(4) 地域の災害対応力の強化&lt;□①行政機能／消防等／防災教育等&gt;</p> <p style="text-align: center;">【1-1-(8)の再掲】</p> <p>➢ 市民、自治会、自主防災組織、防災関係機関、行政機関、民間企業等、地域が一体となり、防災訓練等による防災に関する知識や技能の蓄積や、避難確保計画の作成等に取り組むことで、災害時の迅速かつ的確な行動を可能としていきます。</p> <p>➢ 避難行動要支援者名簿の更新や、個別計画の作成を進めることで、避難行動要支援者の支援体制を強化していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>危機管理課</li> <li>高齢介護課</li> <li>福祉政策課</li> <li>障がい福祉課</li> <li>生活福祉課</li> <li>子育て応援課</li> <li>子ども育成課</li> <li>指導課</li> <li>スポーツ青少年課</li> <li>市民協働推進課</li> </ul>

施策の推進方針	※<>内は主な関係分野	担当課
<b>1－4. 異常気象等による突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生</b>		
(1) 河川保全施設の整備<②住宅・都市>		<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 市街地等の浸水を防ぐため、管理者である大阪府と連携し、河川堤防や護岸・防潮堤・洪水調節施設の整備や適切な維持管理を進めています。</li> </ul>
(2) 避難路・避難場所等の整備・確保<⑦交通・物流> <b>【1-3-(2)の再掲】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 今後も引き続き、避難方法等の周知・啓発を進めるとともに、協定・覚書等により、民間企業等と連携しながら避難場所の確保を進めています。</li> <li>➤ 高齢者や障がい者等の円滑な避難の実現に向け、引き続き、歩道段差改善及び視覚障がい者誘導ブロックの設置を進めています。</li> <li>➤ 市内の避難所だけでは避難者を受け入れきれない事態を想定し、他の自治体と連携した避難場所確保の仕組みについて検討を進めています。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 土木課</li> <li>• 土木課</li> <li>• 危機管理課</li> </ul>
(3) 地域の災害対応力の強化<①行政機能／消防等／防災教育等> <b>【1-1-(8)の再掲】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 市民、自治会、自主防災組織、防災関係機関、行政機関、民間企業等、地域が一体となり、防災訓練等による防災に関する知識や技能の蓄積や、避難確保計画の作成等に取り組むことで、災害時の迅速かつ的確な行動を可能としています。</li> <li>➤ 避難行動要支援者名簿の更新や、個別計画の作成を進めることで、避難行動要支援者の支援体制を強化していきます。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 危機管理課</li> <li>• 高齢介護課</li> <li>• 福祉政策課</li> <li>• 障がい福祉課</li> <li>• 生活福祉課</li> <li>• 子育て応援課</li> <li>• こども育成課</li> <li>• 指導課</li> <li>• スポーツ青少年課</li> <li>• 市民協働推進課</li> </ul>

◇事前に備えるべき目標2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、  
被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

施策の推進方針 ※<>内は主な関係分野	担当課
<b>2－1. 物資の供給・支援者の移動ルート途絶</b>	
(1) 広域道路交通機能の強化<⑦交通・物流> ➢ 広域道路交通機能の強化について、社会情勢や財政状況を踏まえて検討を行っていきます。	・都市づくり政策課
(2) 地域道路交通機能の強化<⑦交通・物流> ➢ 泉大津駅周辺の道路整備等の実施により、地域道路交通機能を強化していきます。その他の路線についても社会情勢や財政状況を踏まえて、整備・改良を検討していきます。	・都市づくり政策課 ・土木課
(3) 通行機能の確保<⑦交通・物流> ➢ 今後も引き続き、めいわく駐車車両や放置自転車に対する定期的な警告、指導啓発等を行うことで、災害時の円滑な消防・救助・救急活動を可能としていきます。	・土木課
(4) 備蓄物資の確保<①行政機能／消防等／防災教育等> ➢ 今後も引き続き、重要物資をはじめとした備蓄物資の確保・充実を図ります。	・危機管理課

施策の推進方針 ※<>内は主な関係分野	担当課
<b>2－2. 被災地での電力・燃料等、被災直後の生命に関わるエネルギー供給の停止</b>	
(1) ライフライン事業者の防災対策と早期復旧に向けた連携強化 『④エネルギー・環境』 ➢ 大規模災害時におけるライフラインの復旧等の対応について、「泉大津市地域防災計画」やタイムライン等に基づきながら、ライフライン事業者との連携体制の構築・強化を図ります。	・危機管理課
(2) 多様な電力等の導入促進『④エネルギー・環境』 ➢ 今後も引き続き、家庭における住宅用太陽光発電システム設置の補助を行い、導入を促進していきます。 ➢ 市域のポテンシャル調査の実施後、令和32（2050）年までにCO <sub>2</sub> 排出量実質ゼロに向けた計画として、「再生可能エネルギー導入口ドマップ」を策定します。	・環境課

施策の推進方針 ※□内は主な関係分野	担当課
<b>2－3．多数かつ長期にわたる孤立箇所の同時発生</b>	
<p>(1) 臨海部埋立地の事業者等の防災対策の促進&lt;□⑥産業構造&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 今後も引き続き、大規模な危険物施設を保有する事業所における計画的な教養や訓練の実施をはじめ、その他の事業所における定期的な自主訓練の実施等により、防災力の向上を図ります。</li> <li>➢ 大規模施設と消防機関が連携した合同訓練を実施していきます。</li> <li>➢ 臨海地域において早期避難を促すため、臨海地域における同報系防災行政無線の維持管理や防災アプリの登録促進、事業者との連携体制の強化に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防本部予防課</li> <li>・危機管理課</li> <li>・地域経済課</li> </ul>

施策の推進方針 ※□内は主な関係分野	担当課
<b>2－4．消防・救急等による救助・救急活動等の絶対的不足</b>	
<p>(1) 消防・救急体制の強化&lt;□①行政機能／消防等／防災教育等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 消防庁舎については、今後も引き続き、自家発電設備を含む各設備の保守点検や通信指令関係施設の保守管理等、災害時に機能できるよう適切に維持管理に努めていきます。また、消防車両及び消防資器材については、整備計画に基づく更新整備を継続とともに、必要に応じて整備計画の見直しを図ります。</li> <li>➢ 消防庁舎が、災害時に電力供給の停止により機能が停止することができないよう、備蓄燃料を備蓄するとともに、それらを使い切った後の燃料の確保方法についても関係部局と協議し検討していきます。</li> <li>➢ 引き続き、専門教育や他市町との合同訓練への参加等により、消防職員の災害対応に対する資質及び能力の向上を図ります。</li> <li>➢ 緊急消防援助隊や、大阪府下南ブロック消防相互応援協定や大阪府下広域消防相互応援協定を活用し、広域的に相互に応援する体制を強化していきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防本部総務課</li> <li>・消防本部警防課</li> </ul>
<p>(2) 地域の災害対応力の強化&lt;□①行政機能／消防等／防災教育等&gt;</p> <p style="text-align: center;">【1-1-(8) の再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 市民、自治会、自主防災組織、防災関係機関、行政機関、民間企業等、地域が一体となり、防災訓練等による防災に関する知識や技能の蓄積や、避難確保計画の作成等に取り組むことで、災害時の迅速かつ的確な行動を可能としていきます。</li> <li>➢ 避難行動要支援者名簿の更新や、個別計画の作成を進めることで、避難行動要支援者の支援体制を強化していきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理課</li> <li>・高齢介護課</li> <li>・福祉政策課</li> <li>・障がい福祉課</li> <li>・生活福祉課</li> <li>・子育て応援課</li> <li>・こども育成課</li> <li>・指導課</li> <li>・スポーツ青少年課</li> <li>・市民協働推進課</li> </ul>

施策の推進方針 ※□内は主な関係分野	担当課
<p>(3) 地域の防災組織の災害対応力強化</p> <p>□①行政機能／消防等／防災教育等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 今後もSNSや各種イベントでの消防団員募集広報を積極的に実施し、団員数の増加に努めます。</li> <li>➢ 教育訓練への積極的な派遣継続や、各種訓練内容や装備をより充実させ、団員の更なる災害対応能力向上を図るとともに、更なる消防本部との連携強化を図ります。</li> <li>➢ 今後も、自主防災組織が実施する防災対策活動への補助を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 消防本部総務課</li> <li>• 危機管理課</li> </ul>
<p>(4) 地域の防災力強化□①行政機能／消防等／防災教育等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 救急活動を補うものとして、市民等に応急手当や「救急安心センターおおさか」での応急医療相談を、今後も市ホームページやSNS等を活用しながら普及・啓発していきます。</li> <li>➢ 良好的なコミュニティの形成は災害時の円滑な避難や救助・救急の実現にも繋がることから、平常時から自治会活動の推進や、地域コミュニティの活性化に繋がる取り組みを支援するとともに、防災知識の普及や意識の啓発を図ります。</li> <li>➢ 市社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンターの体制を整備するとともに、ボランティア登録の促進を図り、共助による防災力の向上を図ります。</li> <li>➢ 今後も、様々な主体が一体となって安全・安心なまちづくりに取り組んでいきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 消防本部警防課</li> <li>• 市民協働推進課</li> <li>• 危機管理課</li> <li>• 福祉政策課</li> </ul>

施策の推進方針 ※□内は主な関係分野	担当課
2-5. 想定を超える大量の帰宅困難者等の発生、混乱	
<p>(1) 帰宅困難者対策の推進□⑦交通・物流</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 大阪府や関係機関等と連携しながら、駅周辺の滞留者対策や代替輸送確保の仕組みづくり、徒步帰宅者支援等を検討していきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 危機管理課</li> </ul>

施策の推進方針 ※□内は主な関係分野	担当課
2-6. 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、院内感染の発生、エネルギー供給の途絶等による医療機能の麻痺	
<p>(1) 医療施設の耐震化□③保健医療・福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ (仮称)新泉大津市立病院について、令和6(2024)年度早期の開設を目指し、引き続き整備を進めます。</li> <li>➢ 各医療機関等各施設等に対し、耐震化の重要性等について啓発していきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 市立病院</li> <li>• 建築住宅課</li> </ul>

施策の推進方針 ※□内は主な関係分野	担当課
(2) 救急・医療体制の充実<□③保健医療・福祉> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 今後も引き続き、地域メディカルコントロール協議会への参画や病院実習への派遣、各種システムを活用した搬送体制の維持等により、災害時における消防と医療機関等との連携強化を図ります。</li> </ul>	・消防本部警防課
(3) 病院等医療機関における非常用電源等の確保  □③保健医療・福祉> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 市立病院については、電力供給が停止した場合に備え、引き続き一定量の燃料を備蓄するとともに、それらを使い切った後の燃料の確保方法についても検討していきます。</li> </ul>	・市立病院

施策の推進方針 ※□内は主な関係分野	担当課
<b>2-7. 被災地及び医療施設、要配慮者利用施設等における疫病・感染症等の大規模発生</b>	
(1) 被災地等における疫病・感染症対策に係る体制の構築  □③保健医療・福祉> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、「新型インフルエンザ等行動対策計画」の見直しを行います。</li> <li>➤ 今後も引き続き、避難生活での感染症の発生・蔓延の予防に備え、予防接種体制の整備及び情報の発信を行っていきます。</li> <li>➤ 健康診査や特定健診の大切さの周知や受診勧奨により、生活習慣病等の発症予防及び早期発見、早期治療を行うことで、日々の健康管理を強化し避難所での感染リスクの軽減を図ります。</li> </ul>	・危機管理課 ・健康づくり課
(2) 下水道の耐震化<□②住宅・都市> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 今後の雨水整備の整備方針を作成し、その方針に基づき整備を進めています。</li> <li>➤ 令和3(2021)年度より小松雨水ポンプ場の更新を進めています。</li> </ul>	・下水道課

施策の推進方針 ※□内は主な関係分野	担当課
<b>2-8. 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生</b>	
(1) 緊急避難場所・避難所の開設・運営  □①行政機能／消防等／防災教育等> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ マニュアルや避難所開設キットに基づき、地域住民が主体となり避難所の開設・運営ができるようにすることを目的とした、住民参加型の訓練を実施していきます。</li> <li>➤ 避難所の生活環境を改善するため、大阪府域救援物資対策協議会の備蓄方針に位置付けられている重要物資や感染対策物品等の備蓄を進めます。</li> </ul>	・危機管理課

施策の推進方針 ※□内は主な関係分野	担当課
<p>(2) 避難所の質の向上&lt;&lt;①行政機能／消防等／防災教育等&gt;&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 避難所の生活環境や避難者の健康状態を良好に保つため、引き続き、災害時に避難所として開設される学校の体育館や総合体育館への空調機器の設置を進めています。</li> <li>➢ 引き続き、民間企業との協定等により新たな避難所の確保を進めるとともに、感染対策や多様な避難者への配慮など、避難所の質の向上に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育政策課</li> <li>・スポーツ青少年課</li> <li>・危機管理課</li> </ul>

◇事前に備えるべき目標3. 必要不可欠な行政機能は確保する

施策の推進方針 ※□内は主な関係分野	担当課
<b>3-1. 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下</b>	
<p>(1) 市有建築物の耐震化・改修等</p> <p>&lt;&lt;①行政機能／消防等／防災教育等&gt;&gt;【1-1-(1)の再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 「泉大津市公共施設適正配置基本計画」を考慮して、「泉大津市耐震改修促進計画」に基づき、計画的に耐震化を進めています。</li> <li>➢ 老朽化する施設の適切な維持管理と安全性の確保のため、必要に応じて施設の改修や設備の更新を行ってきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育政策課</li> <li>・資産活用課</li> <li>・生涯学習課</li> <li>・福祉政策課</li> </ul>
<p>(2) 市庁舎等の防災機能の強化&lt;&lt;①行政機能／消防等／防災教育等&gt;&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 転倒防止・固定化が未実施の機器や備品の現状把握を行うとともに、順次、対応していきます。</li> <li>➢ 災害時の業務のトリアージ等を踏まえ、電力供給が停止した場合に自家発電で対応できる時間、範囲の見直しを行います。あわせて、備蓄燃料を使い切った後の燃料の確保方法についても検討していきます。</li> <li>➢ 災害対応が長期化することを想定し、職員用の備蓄食等の確保について検討していきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資産活用課</li> <li>・危機管理課</li> </ul>
<p>(3) 業務継続体制の確保&lt;&lt;①行政機能／消防等／防災教育等&gt;&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 事業継続計画について、定期的な見直しを行うとともに、職員訓練等を通じて実効性を高めています。</li> <li>➢ 災害時の外部応援を円滑に受け入れ最大限活用できるよう、受援計画を策定します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理課</li> </ul>
<p>(4) 広域応援体制の強化&lt;&lt;①行政機能／消防等／防災教育等&gt;&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 災害時の外部応援を円滑に受け入れ最大限活用できる体制を確立するため、受援計画を策定します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理課</li> </ul>

◇事前に備えるべき目標4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

施策の推進方針 ※□内は主な関係分野	担当課
<b>4－1. 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止</b>	
<p>(1) 情報通信設備等の確保及び適切な管理、訓練&lt;&lt;⑤情報通信&gt;&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 高機能消防指令システムやそれに関連したシステムは災害時の通報や指揮命令・情報伝達において必要不可欠であるため、適切に維持するとともに必要な更新を実施していきます。</li> <li>➢ 同報系防災行政無線等の通信設備について、定期的な点検や試験放送の実施により適切に維持するとともに、操作訓練の実施や通常業務における無線機の活用等を通じて、操作職員の習熟度の維持・向上を図ります。</li> <li>➢ 災害情報を迅速かつ効率的に共有するため、従来の無線等による方法に加え、ＩＣＴ等を利活用した情報伝達の仕組みについても導入を進めています。</li> <li>➢ 災害時でも府内外の関係機関と円滑に通信できるよう、今後も引き続き、電話やメール等の基本的な通信手段の維持管理に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防本部警防課</li> <li>・危機管理課</li> <li>・政策推進課</li> <li>・市民協働推進課</li> <li>・資産活用課</li> </ul>

施策の推進方針 ※□内は主な関係分野	担当課
<b>4－2. 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態</b>	
<p>(1) 災害関連情報の伝達手段の多重化&lt;&lt;⑤情報通信&gt;&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 今後も引き続き、コミュニティFMやSNSなどを活用し、市民等が迅速かつ確実に災害情報等を入手できる環境整備を進めています。</li> <li>➢ 市民等に迅速かつ確実に情報を伝達できるよう、イベントやSNSなど様々な場で、同報系防災行政無線の放送内容をスマートフォンで聞くことができる防災アプリの普及を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秘書広報課</li> <li>・危機管理課</li> </ul>
<p>(2) 地域の災害対応力の強化&lt;&lt;①行政機能／消防等／防災教育等&gt;&gt; 【1-1-(8)の再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 市民、自治会、自主防災組織、防災関係機関、行政機関、民間企業等、地域が一体となり、防災訓練等による防災に関する知識や技能の蓄積や、避難確保計画の作成等に取り組むことで、災害時の迅速かつ的確な行動を可能としていきます。</li> <li>➢ 避難行動要支援者名簿の更新や、個別計画の作成を進めることで、避難行動要支援者の支援体制を強化していきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理課</li> <li>・高齢介護課</li> <li>・福祉政策課</li> <li>・障がい福祉課</li> <li>・生活福祉課</li> <li>・子育て応援課</li> <li>・こども育成課</li> <li>・指導課</li> <li>・スポーツ青少年課</li> <li>・市民協働推進課</li> </ul>

施策の推進方針 ※□内は主な関係分野	担当課
<p>(3) 地域の防災組織の災害対応力強化</p> <p>《①行政機能／消防等／防災教育等》【2-4-(3)の再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 今後もSNSや各種イベントでの消防団員募集広報を積極的に実施し、団員数の増加に努めます。</li> <li>➢ 教育訓練への積極的な派遣継続や、各種訓練内容や装備をより充実させ、団員の更なる災害対応能力向上を図るとともに、更なる消防本部との連携強化を図ります。</li> <li>➢ 今後も、自主防災組織が実施する防災対策活動への補助を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 消防本部総務課</li> <li>• 危機管理課</li> </ul>
<p>(4) 地域の防災力強化《①行政機能／消防等／防災教育等》</p> <p>【2-4-(4)の再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 救急活動を補うものとして、市民等に応急手当や「救急安心センターおおさか」での応急医療相談を、今後も市ホームページやSNS等を活用しながら普及・啓発していきます。</li> <li>➢ 良好的なコミュニティの形成は災害時の円滑な避難や救助・救急の実現にも繋がることから、平常時から自治会活動の推進や、地域コミュニティの活性化に繋がる取り組みを支援するとともに、防災知識の普及や意識の啓発を図ります。</li> <li>➢ 市社会福祉祉協議会と連携し、災害ボランティアセンターの体制を整備するとともに、ボランティア登録の促進を図り、共助による防災力の向上を図ります。</li> <li>➢ 今後も、様々な主体が一体となって安全・安心なまちづくりに取り組んでいきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 消防本部警防課</li> <li>• 市民協働推進課</li> <li>• 危機管理課</li> <li>• 福祉政策課</li> </ul>

#### ◇事前に備えるべき目標 5. 経済活動を機能不全に陥らせない

施策の推進方針 ※□内は主な関係分野	担当課
<b>5-1. サプライチェーンの寸断、エネルギー供給の停止等による企業活動の低下</b>	
<p>(1) ライフライン事業者の防災対策と早期復旧に向けた連携強化</p> <p>《④エネルギー・環境》【2-2-(1)の再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 大規模災害時におけるライフラインの復旧等の対応について、「泉大津市地域防災計画」やタイムライン等に基づきながら、ライフライン事業者との連携体制の構築・強化を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 危機管理課</li> </ul>
<p>(2) 市内事業所の事業継続計画(BCP)策定の推進《⑥産業構造》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 泉大津商工会議所において、市内事業者の事業継続計画(BCP)策定に向け、相談窓口でのヒアリングや事業者BCP普及啓発セミナーの実施に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域経済課</li> </ul>

施策の推進方針 ※□内は主な関係分野	担当課
<p>(3) 多様な電力等の導入促進□④エネルギー・環境</p> <p style="text-align: right;">【2-2-(2)の再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 今後も引き続き、家庭における住宅用太陽光発電システム設置の補助を行い、導入を促進していきます。</li> <li>➢ 市域のポテンシャル調査の実施後、令和32（2050）年までにCO<sub>2</sub>排出量実質ゼロに向けた計画として、「再生可能エネルギー導入口ドマップ」を策定します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 環境課</li> </ul>

施策の推進方針 ※□内は主な関係分野	担当課
<p>5-2. コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等</p> <p>(1) 臨海部埋立地の事業者等の防災対策の促進□⑥産業構造</p> <p style="text-align: right;">【2-3-(1)の再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 今後も引き続き、大規模な危険物施設を保有する事業所における計画的な教養や訓練の実施をはじめ、その他の事業所における定期的な自主訓練の実施等により、防災力の向上を図ります。</li> <li>➢ 大規模施設と消防機関が連携した合同訓練を実施していきます。</li> <li>➢ 臨海地域において早期避難を促すため、臨海地域における同報系防災行政無線の維持管理や防災アプリの登録促進、事業者との連携体制の強化に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 消防本部予防課</li> <li>• 危機管理課</li> <li>• 地域経済課</li> </ul>
<p>(2) 防火対象物の火災予防促進□②住宅・都市</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 今後も引き続き、臨海地域の石油コンビナート等防災区域等における市内の防火対象物に対して立入検査を実施し、防火管理体制、消防用設備等の維持管理状況及び危険物の貯蔵・取扱いについての適正指導を行うとともに、消防計画や予防規程の提出を促進しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 消防本部予防課</li> </ul>

施策の推進方針 ※□内は主な関係分野	担当課
<p>5-3. 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響</p> <p>(1) 海上輸送機能の強靭化□⑦交通・物流</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 災害発生時の交通・物流ネットワークとなる海上輸送ルートを確保するため、港湾及び漁港管理者である大阪府と連携し、浚渫工事や岸壁の補修等の維持管理を進めています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 危機管理課</li> </ul>

施策の推進方針 ※□内は主な関係分野	担当課
<p>5-4. 基幹的陸上・海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響</p> <p>(1) 広域道路交通機能の強化□⑦交通・物流【2-1-(1)の再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 広域道路交通機能の強化について、社会情勢や財政状況を踏まえて検討を行っていきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 都市づくり政策課</li> </ul>

施策の推進方針 ※□内は主な関係分野	担当課
(2) 地域道路交通機能の強化《⑦交通・物流》【2-1-(2)の再掲】 ➤ 泉大津駅周辺の道路整備等の実施により、地域道路交通機能を強化していきます。その他の路線についても社会情勢や財政状況を踏まえて、整備・改良を検討していきます。	・都市づくり政策課 ・土木課
(3) 橋梁等の交通施設の長寿命化対策《②住宅・都市》 【1-1-(6)の再掲】 ➤ 予測しない大規模な緊急補修や通行止め等の事態を避けるため、定期点検により健全度を把握し、劣化した橋梁の補修工事を遺漏なく適切な時期に実施します。	・土木課

施策の推進方針 ※□内は主な関係分野	担当課
<b>5-5. 食料等の安定供給の停滞</b>	
(1) 備蓄物資の確保《①行政機能／消防等／防災教育等》 【2-1-(4)の再掲】 ➤ 今後も引き続き、重要物資をはじめとした備蓄物資の確保・充実を図ります。	・危機管理課
(2) 備蓄スペースの確保《①行政機能／消防等／防災教育等》 ➤ 災害時に安定的に食料等を供給できるよう、平常時の流通も考慮した、備蓄倉庫について検討していきます。	・危機管理課
(3) 食料の供給体制の構築《①行政機能／消防等／防災教育等》 ➤ 災害時においても、安定的に食料を供給できるよう、他自治体と連携した本市独自の供給体制の構築に努めます。	・危機管理課 ・地域経済課 ・政策推進課
(4) 市内事業所の事業継続計画（BCP）策定の推進《⑥産業構造》 【5-1-(2)の再掲】 ➤ 泉大津商工会議所において、市内事業者の事業継続計画（BCP）策定に向け、相談窓口でのヒアリングや事業者 BCP 普及啓発セミナーの実施に努めます。	・地域経済課

◇事前に備えるべき目標6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

施策の推進方針 ※□内は主な関係分野	担当課
6－1. 電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスのサプライチェーン等の燃料供給関連施設の長期間にわたる機能の停止  (1) ライフライン事業者の防災対策と早期復旧に向けた連携強化 『④エネルギー・環境』【2-2-(1)の再掲】 ▶ 大規模災害時におけるライフラインの復旧等の対応について、「泉大津市地域防災計画」やタイムライン等に基づきながら、ライフライン事業者との連携体制の構築・強化を図ります。	・危機管理課
(2) 多様な電力等の導入促進『④エネルギー・環境』【2-2-(2)の再掲】 ▶ 今後も引き続き、家庭における住宅用太陽光発電システム設置の補助を行い、導入を促進していきます。 ▶ 市域のポテンシャル調査の実施後、令和32（2050）年までにCO2排出量実質ゼロに向けた計画として、「再生可能エネルギー導入口ドマップ」を策定します。	・環境課

施策の推進方針 ※□内は主な関係分野	担当課
6－2. 上水道の長期にわたる供給停止  (1) 上水道の長期にわたる供給停止『②住宅・都市』 ▶ 安全で強靭な配水体制の構築に向け、今後も引き続き、将来の水需要を判断したうえで適切な改修を行っていきます。（令和11（2029）年度以降、1箇所／年の更新を予定） ▶ 配水管整備計画で更新予定の箇所に加え、難工事のため未整備の箇所や整備計画で未対象の老朽管の更新も進めていけるよう、費用及び人員等、施工可能な体制の整備を図ります。	・水道課
(2) 広域的な応援体制の整備『①行政機能／消防等／防災教育等』 ▶ 相互応援協定を締結している関係自治体と連携し、相互間の連携の維持・強化を図ります。 ▶ 定期的な訓練の実施等により、職員の緊急対応能力の向上を図ります。	・水道課

施策の推進方針 ※□内は主な関係分野	担当課
6－3. 下水道施設の長期にわたる機能停止  (1) 下水道の耐震化『②住宅・都市』【2-7-(2)の再掲】 ▶ 今後の雨水整備の整備方針を作成し、その方針に基づき整備を進めています。 ▶ 令和3（2021）年度より小松雨水ポンプ場の更新を進めています。	・下水道課

施策の推進方針 ※□内は主な関係分野	担当課
6－4. 基幹的交通から地域交通網に関する交通インフラの長期間にわたる機能停止	
(1) 広域道路交通機能の強化<□⑦交通・物流》【2-1-(1)の再掲】 ➤ 広域道路交通機能の強化について、社会情勢や財政状況を踏まえて検討を行っていきます。	・都市づくり政策課

◇事前に備えるべき目標7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

施策の推進方針 ※□内は主な関係分野	担当課
7－1. 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	
(1) 住宅密集地の改善<□②住宅・都市》【1-2-(1)の再掲】 ➤ 「泉大津市都市計画マスタートップラン」に基づき、地区計画等の都市計画手法を用いた再整備、狭小な道路の拡幅や避難路の確保、建築物の耐火・耐震性の確保等、市内の住宅密集地における防災性の向上を図ります。	・都市づくり政策課
(2) 消防力の強化<□①行政機能／消防等／防災教育等》 【1-2-(2)の再掲】 ➤ 今後も、市民への防火指導やSNS等での広報活動を実施し、住宅用火災警報器の設置率の向上、維持管理及び更新の徹底に努めています。 ➤ 火災発生時に消防水利が不足しないよう、引き続き関係機関と連携して消防水利の整備・充実を図ります。 ➤ 今後も、各種イベントや消防訓練等の実施を通じて、広く市民に防火思想の普及及び防火意識の高揚を図っています。	・消防本部予防課 ・消防本部警防課
(3) 地域の災害対応力の強化<□①行政機能／消防等／防災教育等》 【1-1-(8)の再掲】 ➤ 市民、自治会、自主防災組織、防災関係機関、行政機関、民間企業等、地域が一体となり、防災訓練等による防災に関する知識や技能の蓄積や、避難確保計画の作成等に取り組むことで、災害時の迅速かつ的確な行動を可能としていきます。 ➤ 避難行動要支援者名簿の更新や、個別計画の作成を進めることで、避難行動要支援者の支援体制を強化していきます。	・危機管理課 ・高齢介護課 ・福祉政策課 ・障がい福祉課 ・生活福祉課 ・子育て応援課 ・こども育成課 ・指導課 ・スポーツ青少年課 ・市民協働推進課

施策の推進方針 ※<>内は主な関係分野	担当課
<b>7－2. 海上・臨海部の広域複合災害の発生</b>	
<p>(1) 臨海部埋立地の事業者等の防災対策の促進&lt;&lt;⑥産業構造&gt;&gt;</p> <p style="text-align: center;">【2-3-(1)の再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 今後も引き続き、大規模な危険物施設を保有する事業所における計画的な教養や訓練の実施をはじめ、その他の事業所における定期的な自主訓練の実施等により、防災力の向上を図ります。</li> <li>➢ 大規模施設と消防機関が連携した合同訓練を実施していきます。</li> <li>➢ 臨海地域において早期避難を促すため、臨海地域における同報系防災行政無線の維持管理や防災アプリの登録促進、事業者との連携体制の強化に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 消防本部予防課</li> <li>• 危機管理課</li> <li>• 地域経済課</li> </ul>
<p>(2) 防火対象物の火災予防促進&lt;&lt;②住宅・都市&gt;&gt;</p> <p style="text-align: center;">【5-2-(2)の再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 今後も引き続き、臨海地域の石油コンビナート等防災区域等における市内の防火対象物に対して立入検査を実施し、防火管理体制、消防用設備等の維持管理状況及び危険物の貯蔵・取扱いについての適正指導を行うとともに、消防計画や予防規程の提出を促進しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 消防本部予防課</li> </ul>

施策の推進方針 ※<>内は主な関係分野	担当課
<b>7－3. 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺</b>	
<p>(1) 緊急輸送道路沿道の建築物及び不特定多数が集まる大規模建築物の耐震化&lt;&lt;②住宅・都市&gt;&gt;【1-1-(2)の再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 「泉大津市耐震改修促進計画」に基づき、耐震化の重要性についての啓発や、各種認定制度、交付金制度及び補助金制度の活用促進等による計画的な耐震化を進めています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 建築住宅課</li> <li>• 高齢介護課</li> <li>• 障がい福祉課</li> </ul>
<p>(2) 下水道の耐震化&lt;&lt;②住宅・都市&gt;&gt;【2-7-(2)の再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 今後の雨水整備の整備方針を作成し、その方針に基づき整備を進めています。</li> <li>➢ 令和3（2021）年度より小松雨水ポンプ場の更新を進めています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 下水道課</li> </ul>

施策の推進方針 ※<>内は主な関係分野	担当課
<b>7－4. ため池等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生</b>	
<p>(1) ため池等の適正管理の推進&lt;&lt;⑧国土保全・土地利用&gt;&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 今後も引き続き、ため池の適正管理を行います。</li> <li>➢ 農業水路等について、長寿命化・防災減災事業を推進していきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域経済課</li> </ul>

施策の推進方針 ※□内は主な関係分野	担当課
<b>7－5．有害物質の大規模拡散・流出による国土・海洋の荒廃</b>	
<p>(1) 臨海部埋立地の事業者等の防災対策の促進&lt;□⑥産業構造&gt;</p> <p style="text-align: center;"><b>【2-3-(1)の再掲】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 今後も引き続き、大規模な危険物施設を保有する事業所における計画的な教養や訓練の実施をはじめ、その他の事業所における定期的な自主訓練の実施等により、防災力の向上を図ります。</li> <li>➢ 大規模施設と消防機関が連携した合同訓練を実施していきます。</li> <li>➢ 臨海地域において早期避難を促すため、臨海地域における同報系防災行政無線の維持管理や防災アプリの登録促進、事業者との連携体制の強化に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防本部予防課</li> <li>・危機管理課</li> <li>・地域経済課</li> </ul>

◇事前に備えるべき目標 8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

施策の推進方針 ※□内は主な関係分野	担当課
<b>8－1．大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態</b>	
<p>(1) 災害廃棄物処理&lt;□④エネルギー・環境&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 土地利用の変化や、災害による被害想定の見直し等の状況を踏まえて、適宜、「災害廃棄物処理計画」や「災害廃棄物収集運搬計画」の見直しを行っていきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境課</li> <li>・危機管理課</li> </ul>

施策の推進方針 ※□内は主な関係分野	担当課
<b>8－2．復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態</b>	
<p>(1) 復興体制の整備&lt;□①行政機能／消防等／防災教育等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 大阪府が作成する「大阪府震災復興都市づくりガイドライン」等を踏まえ、復興計画の策定を検討します。</li> <li>➢ 早期の被災者支援のため、今後も引き続き、住家被害認定等を行うための研修を実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市づくり政策課</li> <li>・危機管理課</li> </ul>

施策の推進方針 ※〈 〉内は主な関係分野	担当課
8－3. 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	
(1) 下水道の耐震化〈②住宅・都市〉【2-7-(2)の再掲】 ➤ 今後の雨水整備の整備方針を作成し、その方針に基づき整備を進めています。 ➤ 令和3（2021）年度より小松雨水ポンプ場の更新を進めていきます。	・下水道課
(2) 建物等の液状化対策の推進〈②住宅・都市〉【1-1-(5)の再掲】 ➤ 液状化の発生が想定されるエリアの住民や民間事業者等に対して、液状化対策についての情報発信等を行っていきます。	・建築住宅課 ・危機管理課

施策の推進方針 ※〈 〉内は主な関係分野	担当課
8－4. 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	
(1) 地域の防災力強化（地域コミュニティの強化） 〈①行政機能／消防等／防災教育等〉【2-4-(4)の再掲】 ➤ 救急活動を補うものとして、市民等に応急手当や「救急安心センターおおさか」での応急医療相談を、今後も市ホームページやSNS等を活用しながら普及・啓発していきます。 ➤ 良好的なコミュニティの形成は災害時の円滑な避難や救助・救急の実現にも繋がることから、平常時から自治会活動の推進や、地域コミュニティの活性化に繋がる取り組みを支援するとともに、防災知識の普及や意識の啓発を図ります。 ➤ 市社会福祉祉協議会と連携し、災害ボランティアセンターの体制を整備するとともに、ボランティア登録の促進を図り、共助による防災力の向上を図ります。 ➤ 今後も、様々な主体が一体となって安全・安心なまちづくりに取り組んでいきます。	・消防本部警防課 ・市民協働推進課 ・危機管理課 ・福祉政策課
(2) 文化財の耐災害性の向上〈②住宅・都市〉 ➤ 引き続き、定期的な点検や訓練の実施や所有者への啓発を通じて、文化財の耐災害性の維持・向上を図っていきます。	・生涯学習課

施策の推進方針 ※□内は主な関係分野	担当課
<b>8－5．事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態</b>	
(1) 早期に土地利用等に着手できる体制の整備  『⑧国土保全・土地利用』 ➤ 災害時の復旧等を迅速に行えるよう、今後も引き続き、隣接土地所有者と道路等の官民境界の確認を進めていきます。 ➤ 仮設住宅建設地や資材置場等の防災拠点としての用地を確保できるよう、空地等の活用方法について検討を進めていきます。	・土木課 ・危機管理課 ・農業委員会事務局

施策の推進方針 ※□内は主な関係分野	担当課
<b>8－6．風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市域経済等への甚大な影響</b>	
(1) 市内事業所の事業継続計画(BCP)策定の推進  『⑥産業構造』【5-1-(2)の再掲】 ➤ 泉大津商工会議所において、市内事業者の事業継続計画(BCP)策定に向け、相談窓口でのヒアリングや事業者BCP普及啓発セミナーの実施に努めます。	・地域経済課

施策の推進方針 ※□内は主な関係分野	担当課
<b>8－7．地域コミュニティの崩壊による、治安の悪化や復旧・復興が大幅に遅れる事態</b>	
(1) 地域の防災力強化(地域コミュニティの強化)  『①行政機能／消防等／防災教育等』【2-4-(4)の再掲】 ➤ 救急活動を補うものとして、市民等に応急手当や「救急安心センターおおさか」での応急医療相談を、今後も市ホームページやSNS等を活用しながら普及・啓発していきます。 ➤ 良好的なコミュニティの形成は災害時の円滑な避難や救助・救急の実現にも繋がることから、平常時から自治会活動の推進や、地域コミュニティの活性化に繋がる取り組みを支援するとともに、防災知識の普及や意識の啓発を図ります。 ➤ 市社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンターの体制を整備するとともに、ボランティア登録の促進を図り、共助による防災力の向上を図ります。 ➤ 今後も、様々な主体が一体となって安全・安心なまちづくりに取り組んでいきます。	・消防本部警防課 ・市民協働推進課 ・危機管理課 ・福祉政策課

# 第6章 計画の推進

## 1. 計画の推進

本計画に位置づけた取り組みは、本市の防災・減災に関するものであることから、「泉大津市地域防災計画」と一体となって推進するとともに、「第4次泉大津市総合計画」や各分野別計画等と連携しながら、総合的に取り組んでいきます。また、必要に応じて重点施策を設定します。

## 2. 推進体制

本市の強靭化を効果的に推進するために、本市の各部局を中心に、国や府、近隣市町をはじめ、市民・議会・企業・団体等、様々な主体が連携し、一体となって推進していきます。

特に、施策を実施する関連部局を中心とした庁内組織を設置し、施策やKPIの進捗状況を確認するとともに、情報を共有しながら推進していきます。

## 3. 計画の進行管理

本計画の進行管理は、PDCAサイクルに基づき、年に1度実施する担当課への意見照会により、施策の進捗状況やKPIの達成状況を確認し、次年度の施策・取り組みの実施に向けた改善・見直しを行います。また、計画策定後に発生した自然災害、法律の改正、上位・関連計画の改定状況等を踏まえながら検証・評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

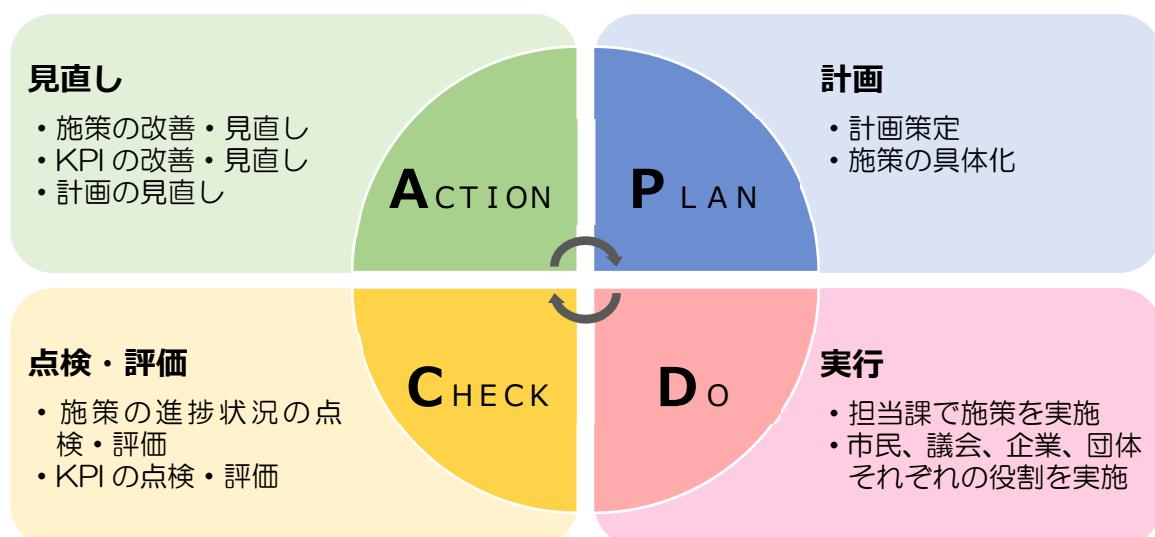


図 PDCAサイクルのイメージ